

目 次

岩田たかお代表質問	1
三双順子一般質問	20
こうさか愛子一般質問	28
他会派の代表・一般質問	33

● 1999年9月定例府議会は、9月28日から本会議質問が始まりました。日本共産党京都府会議員団は、代表質問に岩田たかお府議が、一般質問に、三双順子、こうさか愛子、太田かつすけの三府議が立ちました。岩田、三双、こうさか府議の質問と答弁、他会派の質問と答弁の概要をご紹介します。

1999年9月定例府議会 岩田たかお府議が、代表質問

岩田たかお（日本共産党、中京区）99、9、28

深刻な雇用情勢。解雇規制、必要な仕事づくりで京都府は積極的な役割を

日本共産党の岩田隆夫です。私は、日本共産党議員団を代表して、緊急の不況雇用対策をはじめ、通告しました課題について、知事ならびに関係理事者に質問します。

まず、雇用を守る問題です。今、政府は「景気は底を打った」などという楽観的な見方を流していますが、消費も落ち込み、雇用不安におびえている国民生活の実態とは遠くかけ離れています。特に京都の有効求人倍率は、0.42倍と全国平均を大きく下回っています。来春卒業予定の高校生の就職も大変です。府下の高校卒業生の有効求人倍率は、97年に1.68だったものが今年0.92と急落、実際には7割程度しか就職できないと見られています。「直前に採用取消、理由は明確に言わず」「夏休み中も担当者は就職探し、こんなことははじめて」と就職の確保に学校現場は大変な苦勞をしています。今日の深刻な不況を招いたのは、バブル経済を作りそれを破綻させた財界と、97年に消費税率を引き上げ、医療費の負担を増やし、国民の購買力を奪った政府自身にあることは明確です。その上、景気対策の名のもと、ゼネコン奉仕型の公共事業の積み増しを続け、そのつけを国民にまわし、消費不況にいつそう拍車をかけています。さらに、先の国会で成立した「産業再生法」は、設備廃棄・リストラをやれば、税金をまけてやるという、首切りリストラ推進法であり、雇用危機をいつそう深刻にするものです。雇用を守るべき時に政府がとった対策はまったく逆行したもので、許し難いものです。

いま雇用を守るためには3つのことが必要です。第一は労働時間の短縮です。特にサー

ビス残業をなくすことが必要です。労働基準法違反のサービス残業をゼロにするだけで90万人の雇用創出ができます。府の「研修情報」8月号でも紹介されていますが、フランスでは、週35時間労働法が昨年成立して以後、失業者が減り、消費も上昇しています。第2は解雇・リストラを規制することです。すでにヨーロッパでは、EUが「大量解雇に関する指令」を出し、300人以上の企業で30人以上の解雇は出来ないルールが作られています。大企業が好き勝手に解雇することを規制する、こうした当たり前のルールを守らせることが必要です。第3は福祉・教育・防災などの国民生活の分野での雇用の拡大が必要です。住民の要求にこたえ、国、自治体が積極的に雇用を作ることが必要なのです。

知事は、6月議会の答弁で、府下の企業のリストラ、合理化に対し「企業の経営にかかわることであり困難だが、現行制度の活用で適切な指導を行う」と答弁されましたが、現行法では、解雇されたあとの再就職の対策にすぎません。その後、府内の事態はいっそう深刻です。例えば日新電機では勤続5年以上の労働者の希望退職を実施、中高年齢だけでなく、全ての労働者を対象にしたリストラの強行がされています。また、8月に、京都総評が七条職安前で行ったアンケートの回答者は、40代、50代という家庭の大黒柱が実に47.6%を占めていました。事前に計画をつかみ、規制することなしにリストラ合理化にストップはかけられません。これ以上京都経済の落ち込みを防ぐためにも、解雇規制の「条例」や「要綱」を作り、企業のリストラや工場閉鎖などの規制につながる対策が緊急に必要です。いかがですか。

次に、緊急地域雇用特別交付金についてお聞きします。今回の事業には、不況に苦しむ友禅や西陣の労働組合はじめ、京都総評など、様々な団体とともに市町村からも、介護や環境問題など切実な要求の実現のため、雇用を拡大してほしいとの声が寄せられ、市町村と府の各部局を合わせると200億円以上の要望が出されたと聞いています。具体的には、どのような要望が出されたのかお聞かせください。

例えば、西陣公共職業安定所の有効求人倍率は0.35と大幅に京都の平均を下回り、西陣の求職者の総数は2万人を越え、今回の6千人の雇用創出事業だけでは足りないことは明らかです。今回の事業の総額は42億円ですが、そのような規模で、府民の切実な要望にこたえる対策が実行できません。緊急地域雇用特別交付金制度の枠にとどまらず、府がさらに規模や期間を広げ、あらゆる分野での直接雇用につながる対策をとることが必要です。同時に、今回の事業の活用でも、緊急で切実な事業に積極的に活用することが必要です。例えば、和装業界でも、高校での伝統産業の実技講師や着付けの教室の講師派遣、和装製品の各分野での活用とその委託など、様々な工夫で雇用の確保はできるはずですが、積極的な答弁を求めます。

また、府下には、野田川町など不況対策本部を設け、進んだ雇用対策に取り組んでいる自治体もありますが、最大の自治体である京都市には、雇用問題の窓口がありません。この緊急地域雇用特別交付金の交付の機会に府下の全自治体に雇用対策本部や窓口を作るようあわせて指導すべきです。いかがですか。

次に、政府が10月から雇用維持に一定の役割を果たしている雇用調整助成金制度を見直し、長期不況におちいつている西陣や友禅などの「特定雇用調整業種」を助成対象から外そうとしていることについてお聞きします。このねらいは、産業構造改善、リストラにほかにありません。成長産業へ人材の移動を促すとして、助成を断ち切ろうとしています。雇用対策と全く逆さまのことをやろうとしているのです。これが強行されれば、更に失業者は増加し、京都の経済にとっても重大な打撃を与えます。知事は政府に対し、見直しの中止を申し入れ、中止させるべきではないでしょうか。いかがですか。

【知事】 雇用対策についてであります。京都府におきましてはきびしい財政状況の中ではございますが、本年度の当初予算におきましても緊急雇用創出事業をはじめ総額2千億円を越える不況雇用対策関連予算を計上いたしまして精一杯取り組んでいるところでございます。これに加えまして、今回の緊急雇用特別対策事業を最大限に活用することによりさらに雇用就業機会の創出をはかってまいりたいと考えております。この事業につきましては、府と市町村とで事業の検討を行ってまいりましたが、その主なものとして、道路・河川・公園等の環境美化、森林の整備、埋蔵文化財の整理、情報教育アドバイザーの設置などがございます。また、京都の地域特性を踏まえ、伝統産業にも十分配慮しながら、事業を実施することといたしております。市町村における不況雇用対策にかかわる組織の設置につきましては、各市町村が自らの判断により、それぞれの事情にあった不況雇用対策に取り組んでおられるものと考えております。また、企業の雇用調整は本来的には、企業の経営にかかわる問題でございまして、EUの件をおっしゃいましたが、私はその通りかどうかはあとで調べてみますけれど、おそらく行政権限で規制することは、共産主義ではない自由市場経済のもとでは、自ずから限界があるだろうと存じております。

また、日本におきましては、この問題につきましては、雇用対策法の中の21条ではっきりと届け出の条件は書いてございますが、それを止めさせるという権限は与えておりませんので、それ以上の条例を作りましたら恐らく条例と法律との関係で条例が成立しないといえますか、効果を発揮しないと、こういう問題になるであろうというふうに住みますし、また仮に、その条例を作りましたら、京都だけがそういうリストラ解雇等を制限いたしましたら、恐らくその企業はもう経営が成り立たないということで、企業はその土地に縛りつけておくわけにはいきませんので、おそらく、よその府県に流出されるであろうと、こういうふうに住みます。そうになりましたら、今以上に雇用の場がなくなる、あるいは法人事業税等の大きな税収がなくなるということで、なおいっそう不況に拍車をかけるということになると思ひまして、私は悪循環であろうというふうに住じておるわけでございます。現行制度の活用によりまして、事業所の的確な対応を期待いたすものでございます。

さらに、雇用調整助成金につきましては、今回国において、一時的な不況への対応に重点化するために対象業種等の見直しが行われたところでございます。西陣織、友禅等の業種につきましては、指定期間内は引き続き助成金が給付されるなどの経過措置が講じられる事となっているところでございます。京都府といたしましては、安心して働ける社会作りを推進する観点から、国に対しまして、これらの業種について、今後とも十分な雇用対策が講じられるよう要望を行っているところでございます。

【岩田再質問】

ご答弁をいただきましたが、何点かにわたって指摘と要望をさせていただきたいと思ひます。

まず、大変きびしい不況の中での雇用の確保の問題であります。知事は企業の責任において的確に対応されるというふうにおっしゃいましたが、さんざん使ってきた労働者を、会社がつぶれるからということで、勝手にいきなり首を切る、これが問題なのであります。

また、解雇規制条例を制定するなど、行政の責任で企業グループに対して事前にきちんと通告させることも可能であります。先ほども紹介しましたように、ヨーロッパですと、週に労働時間を5時間減らすだけで60万人の新しい雇用を作っていますように、京都でも特に問題になっております不当な残業をやめるだけでも、十分な雇用が生まれてまいります。サービス残業をなくすことを含めて、企業に対して、社会的責任を負う、労働者に対して不当な解雇が行われないように、知事がきちんとしたスタンスに立つことが必要で

あります。このことを強く要望しておきます。

伝統・地場産業振興の抜本対策を！

業界の実態調査の実施と、役に立つ中小企業融資への改善ただちに

【岩田】

つぎに中小企業と伝統産業の問題をお聞きます。

府内の8月の負債一千万以上の企業倒産は、42件、負債で278億円と8月としては過去最悪を記録しました。中身を見ますと、室町の帯地卸の大手問屋や府内最大の電気工事業など大型倒産が相次ぐとともに、地場の中堅企業や繊維産業、特に和装産業の倒産が目立ちます。繊維関連は、4ヶ月連続で倒産の最多業種になっており、民間機関の景気動向調査では、和装繊維は、いっそうの業況悪化が予想され、西陣や友禅、丹後などの産地では、信用不安が広がり、産地が崩壊しかねないような危機に直面しています。

私は、この間、不況で苦しむ丹後や西陣、友禅で働く方々とお会いし、その深刻な実態と切実な願いをお聞きました。丹後の若い織物業者は「子供二人を抱えているのに、帯を織っていても月に7～8万円にしかならない。マイクロバスの運転手をしている。続けたくても、織物だけでまともな賃金はでない。」と言われ、ちりめん業者からは、時間給にすると200円、最低賃金の3分の1にしかならないという話も聞きました。関連業種の倒産が続く中で「つぎはどこが倒れるのか」と息を潜めて見ているという話も聞きました。まさに、地域経済が壊滅的な打撃を受けています。室町や友禅では、7月の丸十小泉の倒産で数百社に影響が及び、零細な下請け染工場では仕事も賃金もストップし、多くの労働者や業者の方が不安な日々を送っています。西陣では、著名な高級手織り帯の織屋さんが会社を清算、30年以上の優れた経験と技術を持った伝統工芸士が何人も職を失ったままです。働きたくても働けない、何十年にわたって鍛え上げられてきた技術の持ち主が絶えていこうとしています。伝統和装産業、地場産業は今、死活の危機に瀕しています。今こそ、中小企業、地場産業の振興策を抜本的に強化するとともに、働く人たちの雇用と生活を支える緊急対策が必要です。

景気を回復するためには、国民負担の軽減を図り、消費の意欲を高めることが何よりも必要です。ところが、政府と自公勢力は、不況克服と全く反対の方向を打ち出しています。小渕首相や公明党の神崎代表は、不況に追い討ちをかける「消費税の増税」の方向を明言し、秋の臨時国会には市場競争を促進し大企業の横暴に手をつけず、日本の経済を支えてきた中小企業を整理、淘汰に追いやる「中小企業基本法」の改悪を準備しています。また、知事も政府に要望して、財源の安定的確保を名目に中小企業つぶしにつながる外形標準課税の導入も企てられています。数を頼みに悪政を強行しようとする勢力に強い怒りを覚えるものです。

わが党議員団は「和装産業をはじめ伝統地場産業の振興条例」など中小企業や伝統地場産業を守る提案を行い、この間対話を積み重ねてきましたが、急いで強化しなければならない諸点について質問と提案を行い、その実行を知事に強く求めるものです。

第一は、伝統産業、地場産業の緊急調査、実態の把握です。知事は6月議会のわが党の質問に「関係業界の意見をキメ細かく聞き、実態把握に努めている」と答弁されましたが、例えば、この間相次いでいる倒産の影響などを、末端の実態を含めてつかまらずして適切な対策は打てません。丹後の自治体などで、きめ細かい不況対策が進んでいるのは、業界ま

かせではなく行政が自ら調査を進めているからです。孫受けや賃機業者の実態をつかみ、毎日みんなが息を潜めて一日を送っている思いや願いをつかみ、本当に効果のある対策を進めるために、ただちに大規模な実態調査を進めることを強く求めるものです。

第2は、不況対策とくに金融対策です。今、不況に苦しむ中小企業の弱みにつけこみ、暴利をむさぼり苦しめて問題になっているのが伊吹文明衆議院議員に政治献金している日栄などの商工ローンです。その商工ローンの広がり要因に、大手金融機関の貸し渋りと「サラ金や商工ローンに手を出していたなら貸さない」という京都府の対応と信用保証協会の融資姿勢があります。また、昨年の中小企業への銀行貸出が2年連続で大きく減少していることが明らかになりましたが大手銀行による貸し渋りや融資の回収は依然として横行しており、中小業者を苦しめています。

まず、信用保証協会の融資についてですが、中小業者の立場に立ち、多重債務の解消のための融資も認めるべきではないでしょうか。いま、中小企業、業者はわらをもつかむ思いで、高利にも手を出しているのです。既存の融資の借り換え、低利への一本化の要望にこたえるべきではないでしょうか。また、商工ローンに対し、貸金業規制法に違反する威嚇的取り立て、過剰貸し付けの是正などの厳しい指導を求めるものです。いかがですか。さらに金融対策として、昨年実施された中小企業緊急融資の返済の猶予も強く要望します。いかがですか。

【知事】 和装伝統産業についてであります。これまでも何度もお答えいたしておりますとお、京都市や西陣織工業組合と共同で、定期的に西陣機業調査事などを実施するとともに、関係業界のみならず皆様のご意見を充分にお聞きして、施策を進めているところでございます。今回の42億円余の緊急雇用特別対策事業におきましても、中央に京都の産業の雇用関係の特性を十分に説明いたしまして、伝統産業京の職人さん雇用創出事業というものを認めさせたりして、それなりの努力をしているわけでございます。金融対策についてであります。京都信用保証協会におきましては、昨年10月から実施されている国の貸し渋り特別保証制度の規定などにそいましていわゆるネガティブリストに該当しなければ、商工ローンなど高利の借入れがありましても、経営改善が見込める場合には、保証を行うとともに必要に応じて、返済猶予措置を行うなど適切な対応がはかられているところでございます。

また、一昨年9月から実施されている京都府独自の施策として、構造不況に苦しむ和装業界等に対する借り換え融資を実施するなど必要な措置を講じているところであります。なお、これまでもお答えしておりますとお、京都府と京都市が実施しております不況業種を対象とした無担保や無担保無保証人融資の実績は、人口事業所などでその数が京都府の約五倍であります東京都の実額をも上回って、全国一になっているということで、京都府や京都信用保証協会が一生懸命、緊急金融対策に取り組んでることも充分ご理解いただきたいと存じます。貸金業者の業務の適正化につきましては、これまでから貸金業規制法にもとづく立入り検査等を通じまして指導を行っておりますが、更に先般社団法人京都府貸金業協会および京都府所管の811業者に対しまして過剰貸付の禁止、取り立て行為の規制などについて指導を行ったところでございます。

【岩田再質問】

知事はこれまでも十分やっけてきているというふうにおっしゃってました。くどいようですがけれども、京都は西陣・友禅・丹後を含めまして、日本全国の着物の6割以上の生産を受け持っている文字どおりの着物のメッカであります。京都の知事は、日本の着物を守る立場に否応無しに立たされているわけです。6ヶ月前の予算議会のときにも、私はこの

場から申し上げましたが、京都府が行っている和装振興の予算はなんぼ足してみても8,000万円を越えないんですよ。京都の中小企業の中でも非常に重要な位置を占めている和装産業に対して、あまりにも位置づけと予算の額が少なすぎるんだということを申し上げました。今回、和装振興財団への基金を組まれましたが、それはそれで大事です。しかし、その利息ということになりますと、500万になるかならん程度であります。調査についてもやっているとおっしゃいますが、業界の方々がみんなおっしゃるのは「国も京都府も和装業界を見限っている、わしらそう思うているんだ」とおっしゃるんですよ。

京都府の職員が現場に出向いて、本当に親身にひざを突きあわせて業界の皆さん方と相談して対策を講ずるという事が大事だと思います。今、本当に大変な事態になっているわけですから、現場をきちんと調査して掌握をしていただく、そして、本当に効果のある対策を打っていただきたい、このことを強く要望するものであります。

授業料減免、通学費補助、私学助成など、保護者の教育費負担の抜本的軽減を

【岩田】

不況が子どもたちの教育、生活に与えている影響も依然として、深刻です。

失業でタクシー運転手になったが給料が半分に、いつまで学費が出してやれるかと毎日悩む親、スーパーのせいで売上げのない日もあり「一番頭の痛いのは子どもの学費です」「子どもには肩身の狭い思いはさせたくない」と悩んでいる親。私学では、学費が払えず、中退する生徒が出ています。公立高校でも、制服一式6万～7万、体操服の購入など入学時には10万～15万円は必要です。その他、研修旅行の積み立てや実習教材費、行事費、クラブ費などを含めると20万円をはるかに超えます。不況の中で、親の苦労・努力にも限界があります。

そこで、教育長におたずねします。

かねてから、わが党議員団が求めてきたように、教育費にかかる保護者負担の思い切った軽減をはかることが緊急に求められています。

府立高校の授業料減免制度でいえば、本来なら、長く不況が続き、失業者が増えている時ですから、申請も減免も増えるのが当然だと思いますが平成9年までの承認数は横ばい입니다。この減免制度が、正しく機能しているとは考えられません。実際には対象範囲を機械的に扱い、予算枠に合わせているではありませんか？「教育上特に必要と認められる」という判断基準を、こうした、きびしい不況のときこそ有効に生かして、前年度は所得があっても、リストラで首を切られた世帯などにこそ、この基準を役立てて救済すべきと考えます。制度の周知徹底と手続きに当たって真に教育的運用がはかられるように、各校長に制度の主旨徹底をはかるように求めます。また、必要となった時点から、即、減免されるよう、制度の改善が必要です。お答えください。

通学費補助についても、府教委は全国的に数少ない制度だからといって改善を拒否していますが、これは蜷川府政が小学区制のもとでも全国に先駆けて設けたものです。それを度重なる高校教育制度の「改革」で、今日のような広域通学を余儀なくしたのは、府教委です。2万5千円の定期代ですと、対象は5000円、補助は、その半分の2500円、たった10分の1の補助です。15キロ以上、1ヶ月2万円以上という通学距離、足切り額をせめて10キロ以上、1万円以上にするなどの大幅緩和がどうしても必要です。

私学助成についても、文部省が来年度から学費納入が困難になった生徒に、臨時補助をすると決めたようですから助成金の大幅増額とともに、学費納入が困難な生徒への実効ある助成措置を抜本的に拡充することが必要です。さる7月、知事あてに107万名もの署名を添えて「要望書」が提出されましたが、この父母らの強い願いに応えるべきだと思います。

す、いかがですか。

【知事】 高等学校の通学費補助についてであります。この制度は過疎地域等に居住する生徒の就学を保障する観点から通学に要する経費の保護者負担の軽減をはかるために実施する制度でございますが、現行制度は全国的に見ましても、京都府を含め6府県のみで実施されているところでございます。財政状況がきびしい中ではございますが、この制度の主旨を生かした運用に今後ともつとめてまいりたいと考えております。

また、学費納入が困難な私立高校の生徒に対する助成措置についてでございますが、この制度は京都府が全国に先駆けて行ったものでございまして、国においてはこうした京都府の取り組みも参考にして、現在都道府県の授業料減免措置に対する助成策を検討されていると聞いております。京都府の迅速な対応が模範になったわけでございまして、この点を自負しておりますが、こういう時には共産党さんも素直に誉めて激励していただければ大変ありがたいと、こういうふうにしております。京都府といたしましては、このような国の動向及び各私立高校における授業料の減免措置の申請状況を見極めながら、今後の私学助成の対応について考えてまいりたいと存じております。

【教育長】 府立高校の授業料減免制度は、これまでから保護者の家計状況の急変を含む経済的な理由により就学が困難な生徒に対しては減免措置を講じている。平成10年度約7%、平成11年度の対前年1学期比較では約12%増加している。

それぞれの学校では、新入生への入学説明会、保護者への文書連絡、さらには個別の相談など木目細かく制度の周知をはかっている年度当初の申請以降は随時に受け付け、必要な審査を行ない、減免の承認を行っている。今後とも生徒の就学保障のため、適正に運用につとめる。

大型店凍結宣言で、営業と府民の生活を守れ

【岩田】

次に、大型店の問題です。今年の予算特別委員会で私どもは、京都には、もうこれ以上、大型店は要らないと知事が表明することが必要であり、ぜひ「大型店凍結宣言を」と求めましたが、あなたは、京都府の大店審での売場面積の削減率が、他より高いのは、「地元の事情を説明して折衝した結果だ」と自慢し拒否しました。しかし、削減率が高いのは、商店の方々を中心とした府民の反対運動の高揚の結果であり、府内の大型店が飽和状態だということを証明するものです。また、それはビブレやライフのように、削られることを前提に、予め売場面積を広く申請する、開店するとすぐさま増床申請する、行政をなめた出店計画の悪質さの証明でもあります。

調整の結果、2万平米で開店したジャスコ久御山店と、周辺大型店の激しい営業活動により、多くの府民が働く府南部の中小小売商店は存亡の危機に立たされています。また、大型スーパーの殴り込みで被害を受けるのは商店街のみならず、先発の大型店も閉店に追い込みます。伏見区では大手の「西友」が撤退しました。商店街がやられたあとの町では、例えば、お年寄りが豆腐一丁を買うために、バスに乗って、地下の食料品売り場へエスカレーターで降りなければ、買い物ができなくなります。お年寄りだけにとどまらず、町中の人たちの生活が狂わされてしまう。くらしが成り立たなくなり、まちが成り立たなくなってしまうのです。こんな事態にもあなたは黙っているのですか。そして、その後も、島津五条工場跡地に5万平方メートルのジャスコや、三菱自動車工業京都製作所跡地にうわさされるイトーヨーカ堂など、来年6月の大店三法の施行までの駆け込みも含む出店計画

が相次いでいます。

そこでお聞きします。これ以上の大型店の出店をやめさせるため、京都府として来年6月に廃止されようとしている「大店法」の存続・強化を政府に求めるべきです。あわせて、知事の「大型店凍結宣言」を、改めて求めます。知事の決意をお聞かせください。

【知事】 大型店問題についてであります。大店法にかわり来年六月から施行される大規模小売店舗立地法のもとにおきましても、庁内に設置いたしました京都府街づくり推進連絡協議会を活用いたしまして、市町村と十分連携しながら商店街などの振興とまちづくりの調和を図ってまいりたいと考えております。なお、ご承知の上でいっておられるとは思いますが、大規模小売店舗立地法におきましては京都市内の調整は京都市長の権限になっております。しかしながら京都府といたしましても都市部からの工場流出等の問題について制度的な立地規制の緩和など国に要望すべきことは、京都市とも強く連携して要望してまいりたいと存じております。

あらたな減反押し付けの中止と実効ある中山間地農業支援に積極的な対応を 有害鳥獣対策の強化を、一刻も早く

【岩田】

次に農業問題です。わが党議員団は6月議会で、新農業基本法が食料自給率の引き上げ目標も明記せず、国民的課題となっている「食料の安定確保」を、輸入依存前提とし、「市場原理」万能論で農産物価格支持制度を全面解体するものであり、農家の経営を守ることも、食料の安定確保をはかることもできないことを指摘し、知事の見解をただしました。知事は、「国内の農業生産の増大を図ることを基本としており、食糧自給率の向上をはかる農政」と高く評価されました。しかし今、その具体化が進む中で、知事のこの認識の誤りは、早くも露呈しつつあります。

政府はこの7月、2000年度からの新たな減反方針「水田を中心にした土地利用型農業の活性化の基本方向」を決定しました。それは、コメの生産調整を全面的に農家の負担・責任で行わせ、豊作のときは生産計画を上廻った過剰分は一俵600円から1200円で飼料用にまわさせようというものです。しかも今年から前倒しでやろうというのです。

農家の間では「コメ一俵ラーメン一杯、600円とはなにごとか。」「国はもうコメを作るなどというのか。」との怒りが巻き起こっています。「新農基法」のもとでのこの事態、知事の評価の誤りは明らかです。

国民の主食であるコメの需給は政府の責任です。その責任を放棄し、全て農家に押しつける新たな減反方針の撤回、コメ過剰、米価下落の最大の原因であるミニマムアクセス米輸入のストップ、安定的な備蓄体制と米価下支え制度の確立を政府に強く要求すべきであります。いかがですか、お答えください。

また、「中山間地等への直接支払制度」についても、知事は「京都府の対策が大いに参考にされた。」と自賛され、対象がごく限られている府の対策を、困難な地域で営々とがんばっている中山間地全体にひろげるよう改善を求める私どもの提案を拒否されました。

しかし、国の同制度検討会の報告では、緩傾斜地や、高齢化率及び耕作放棄率の高い農地、その他社会的、経済的条件の不利な地域の指定を市町村長、知事の裁量にゆだねると

しており、この制度の具体化にあたっての府の役割は誠に大きいものがあります。中山間地が大半を占める京都の農業、農村を守るために、知事の積極的な姿勢を強く求めるものであります。

具体的に3点伺います。

先ず財源ですが、農水省は地方の負担は当然として、総額700億円のうち国負担分330億円を概算要求していますが、農地の荒廃を防ぎ、国土の保全、治水など多面的機能の保持を目的とするこの制度の実施について、国が全面的に責任を持ち全額を負担すべきであります。国に増額を要求すると共に市町村負担の軽減に府として最大限の努力を行うべきであります。知事の見解を伺います。

また、地域振興五法に指定されていない京都市北部地域や府南部、山城地域の対策、生産不利条件を傾斜度に限定せず、日照時間や社会的条件等を勘案すべきだと思いますがいかがですか。

さらに、この制度の実施にあたって新たな役割を担う集落にたいし積極的な対策を講ずるべきと考えますがいかがですか。お答えください。

最後に、農作物の有害鳥獣被害対策についてですが、今後、被害が終息する見通しどころか、年々拡大傾向にあり、農業振興の重点的課題になっています。市町村の対策事業を被害の実態にふさわしいものに拡充できるよう、人件費など補助対象の拡大、補助率の大幅引き上げが必要です。いかがですか、お答えください。

【知事】 農業問題についてであります。過剰米や米価の下落につきましては、ここ数年来の豊作による米の収量増と消費減退などの需給関係の不均衡が主要な原因であると考えております。このため京都府におきましては、米から野菜花などに生産をシフトし、農家所得を確保するとともに、作業受託委託による稲作のコスト低減にも力を入れているところであります。またこれまでから国民の主食である米の政策につきましては国の責任において各種制度が充実されるように強く要望しているところであります。

中山間地等への直接支払制度につきましては、この8月に制度骨子が公表され、この中で地方公共団体の財政負担につきましても適切な地方財政措置を講じる事とされておりますが、私といたしましてもすでにこれまでから、全国知事会等を通じて財源措置を強く要望しているところであります。また、対象農地は国の示す基準に基づき市町村長が指定し、知事がこれを認定する事となっておりますが、今後具体的な基準などが示されるものと考えております。なお、集落が地域の実態に合った活動を選択して実施する場合には、この制度において支援する事となっております。

有害鳥獣対策におきましては、これまでから防除と駆除を対策の両輪として地元や市町村の要望をお聞きしながら実施し、平成10年度の防除施設設置事業は5年前に比べまして、補助金で1.9倍、事業量で1.7倍となっております。

介護保険

認定作業・基盤整備・保険料減免など、不安に応える対策は抜かりなく実施を

【岩田】

次に来年4月1日実施、今週末から要介護認定の申請受付がはじまる介護保険制度についてうかがいます。

この介護保険制度は、実施が近づくにつれ、多くの市町村、福祉関係者、府民が不安をふくらませています。ある市の担当職員は、「介護保険の説明会に行っても認定や保険料な

ど一番大事なことが説明できない」「説明に行きたくなくなる」と語っておられました。

そもそも介護保険に関わる問題は、政府が財政負担の軽減を最優先させる立場から福祉的部分をなくし、十分な準備もしないまま保険化を強行して今までの公的負担を極端に減らしておこっている問題です。だからこそ7月までで1205もの市区町村議会で制度改善をもとめる意見書が国にあがっています。京都府下でも本議会が先の定例議会で全会派一致の意見書を採択したのをはじめ、27の市町村が意見書をあげています。こうした動きにたいして国も対策を検討せざるをえない状況です。

しかし、今大切なことは、国の対策待ちではなく、本府自身が、介護を必要とするすべての方にサービスが提供できることを保障する姿勢を明確にすることだと考えます。その角度からいくつかの点について質問します。

第1に、10月からはじまる認定審査にかかわってです。

介護保険の要介護認定は、身体条件について判定するだけであり、要介護者の経済条件や住宅事情、家族構成をまったく考慮に入れていません。これがそもそもの致命的な欠陥なのです。この欠陥を補うために、コンピューターによる一次判定はあくまで事務的な準備作業として扱い、認定調査表の特記事項と主治医の意見書にもとづいた二次判定を中心の認定審査を行うべきです。また認定審査会に訪問調査員を同席させることも原則とすべきです。さらに、一つの認定を4～5分で済ますのではなく十分な時間をかける、認定調査表の特記事項と主治医の意見書が違った場合は再調査を行なうなど民主的で公正な認定審査会の運営が重要です。いかがですか。

第2に、基盤整備についてです。

8月8日付け京都新聞の府内4市町村へのアンケート調査によると「必要なサービス量の確保について」、「十分できる」と答えたのが6自治体に対し、「確保できない」が15自治体、「まだわからない」が23自治体となっています。

また、京都府が8月23日に発表した府内4市町村が提供できる介護サービスの見込み量では、来年4月の介護保険スタート時に、京都市自身の試算でも573人分の施設が足りません。サービスの不均衡について京都府は「民間活力の導入」を強調しますが、採算が取れない地域への民間業者の参入は難しいとの見られています。先の京都新聞アンケートでも「民間事業者の参入について」は、「十分でない」と「ほとんどない」と回答した自治体をあわせると35自治体にものぼります。

現在、介護保険のサービス目標となっている「老人保健福祉計画」の目標は、もともと実態にあったものとはいえなればかりか、介護保険導入を想定せずにつくられた目標です。在宅であれ、施設であれ、どこに住んでいようと希望するすべての人がサービスを受けられるよう、早急に計画を見直して目標を引き上げ、その計画達成の軌道にのせることが重要だと思いますがいかがですか。

京都府の「高齢者保健福祉計画」を見直し、現在の支援事業を一層充実させ、介護保険の対象とならないお年寄りをふくめ、しっかり支える体制を確立すべきではありませんか。いかがですか。

第3に、保険料、利用料の減免制度についてです。

65歳以上の保険料は、住民税の納税額によって5段階に分けられています。しかし、府下の65才以上の保険料負担者のうち76.3%が住民税を納められない低所得者です。そういう高齢者からも保険料を徴収します。また、40歳以上の国民健康保険加入者の保

険料は、国保料に上乘せされ、一括して支払います。現在でも国保料が払えない人、なんらかの減免を受けている人が京都で15万世帯もあります。これで介護保険料が加算されたら、医療にもかかれない、介護も受けられない世帯が激増することは必至です。利用料の一律、1割負担も利用者に重くのしかかります。保険料、利用料の減免制度の必要性は厚生省も必要と認めています。最近のわが党の厚生省交渉でも「重く認識している。平成12年度の概算要求にむけて検討もしている」と答えています。

国に減免制度の確立と財政措置を求めるとともに、本府としても財政支援を行なって、市町村と協力し、実効ある保険料、利用料の減免制度を確立する必要があると思っておりますがいかがですか。お答えください。

これが実現できないとなると、保険料はとるがサービスは保障されないということになります。これでは保険制度の前提条件を欠くこととなります。一定の介護サービスが提供できる基盤ができ、低所得者が制度から排除されない措置がとられるなど、問題点の制度的な改革・是正ができるまで保険料の徴収を延期し、その間は国と自治体の責任で介護サービスの提供を行なうことを、国に求めるべきではありませんか。知事の考えをお聞かせください。

【知事】 介護保険であります。要介護認定は、介護認定審査会において、訪問調査に基づく一時判定結果とかかりつけ医の意見書等をもとに全国一律の基準に従って専門的な立場から公平公正に審査判定が行われることとなっております。審査会の運営にあたりましては、事前に資料を委員の方々へ送付し、あらかじめ検討していただくなどの工夫をすることにより、事例に応じて十分な審査をしていただくことにいたしております。なお、特記事項とかかりつけ医意見書の記載内容が異なる場合は、基本的調査事項の修正や再調査と言う判定が行われるということも想定されているところでございまして、また審査判定にあたって、必要と認められるときには、家族など関係者の意見を聞く事ができるとなっております。京都府におきましては、独自の要介護認定事務処理マニュアルを策定するなど要介護認定が公正、公平なおかつ円滑に実施されるように万全をきしているところでございます。高齢者保健福祉計画についてであります。介護保険の導入に備え、京都府におきましては、介護基盤の整備を積極的に進めてきたところでございまして、その結果、目標の達成がほぼ見込める状況となっております。

また今年度中に高齢者福祉計画と一体的に策定することとしております介護保険事業支援計画において、必要な介護需要に応えられるサービス見込み量を定めることといたしております。介護保険の給付対象にならないの方々に対しましては、介護保険とは別に必要なサービスが提供されるよう、これまでから国に要望しているところでございまして、今後とも国の動向などを踏まえて対応してまいりたいと考えております。低所得者にたいする配慮であります。従来から国に強く働き掛けてきているところでございまして、国において必要な検討がなされているとうかがっております。

なお、来年四月からの制度の導入を控え、京都府といたしましては、法に基づいた制度の円滑な実施にむけて、全力をあげて適切に対応してまいりたいと考えております。低所得者への配慮など全国共通の課題につきましては、従来から全国知事会等とも連携しながら、国に要望するなど必要な取り組みを進めてきたところでございまして、引き続きそうした立場で対応してまいりたいと考えております。

大型事業優先で破綻した財政のツケを、府民に押し付けず、大型公共事業の見直し・凍結、中小企業対策の抜本強化、福祉重点の財政運営への転換を

【岩田】

次に、財政運営にかかわっていくつかおたずねします。

「府民だより」9月号では、「財政が大変だ、非常事態だ。だから行革をするから府民はがまんせよ」と言っています。これは府民サービス切り捨て宣言です。これは、大型事業優先で破綻した財政を、府民の犠牲で乗り切ろうとするとんでもないものです。本府の財政運営のあり方を変えれば、府民の立場からの財政立て直しは十分できます。

第1に公共事業のあり方にメスを入れることです。府民だよりでは、「借金が増えた」としていますが、その理由は、府税収入が落ち込んだのに、大型事業中心の公共事業を増やしたからです。収入が減れば支出も減らず、とりわけムダ浪費はやめるという当然のやりかたに背を向け、大型公共事業をどんどん進めるというやり方をしてきたからです。しかも、これで景気は回復せず、逆に落ち込みました。財政危機は、知事の行財政運営の破綻を示すものです。

わが議員団は、舞鶴港の和田埠頭や城陽のスタジアムなど無駄な大型公共事業をやめるべきと求めてきました。ところが知事は6月議会でも、「社会資本整備が遅れており、まだ足りない」と拒否しました。遅れているのは生活関連の公共事業であり、大型事業ではありません。最近運輸省は、舞鶴の和田ふ頭建設の見直しを決めましたが、本府の公共事業評価委員会では必要で見直しをしないとしています。いかに本府の評価委員会がズサンなものかを示すものです。和田埠頭、城陽スタジアムや京都迎賓館、京都市内の高速道路は、まともな見直しを行うか、中止の決断をすべきです。いかがですか。お答えください。

第2は、「税収の落ち込み」についてです。府税収入はピークの91年度からみると、いまでも年間400億円程度落ち込んでいます。府内事業所の99%を占める中小企業が元気になってこそ、税収も伸びます。それは、本府の法人事業税を見ても明らかです。91年度と97年度を比較すると、大企業の法人事業税は21%しか減っていないのに、中小企業は52%の減、半分以下に減っています。これは不況が京都の中小地場産業を直撃していることを示しており、ここにこそ、本府の中小企業対策の力を入れることが求められています。伝統地場産業振興の予算を減らしたり、大型店出店をすすめて中小小売商店を苦境にたたせたり、府の仕事発注も大企業を増やしたりして中小企業を切り捨ててきました。そのため、全国に比べて、中小企業の赤字法人が多く、事業所の減少率も実質全国最悪となったのです。

わが議員団は、伝統地場産業振興条例の制定、機械金属・下請業者への支援、大型店の出店規制、中小企業への発注拡大など中小企業対策の抜本的強化を求めてきましたが、こうしてこそ中小企業が元気になり、その結果、税収も増えます。これまでの中小企業対策を抜本的に改めるべきと考えますが、いかがですか。

第3は、財政運営を福祉優先型に転換する問題です。

わが議員団は昨年2月議会で、公共事業に金を使うよりも福祉・医療に金を使った方が経済の波及効果が大きく、雇用拡大の効果も大きいことを本府の資料をもとに明らかに

しました。マスコミにも国民の中にも「雇用を増やすためには、公共事業よりも福祉だ」の世論が広がっています。府民の切実な福祉の要求に応えることが、経済にも雇用にも効果があるのです。

ところが知事は、「財政危機」を口実、福祉など府民サービスを削る府政リストラをすすめています。これでは府民生活はいっそう困難になり、財政もさらに悪くなるだけです。知事はこのような府政リストラをやめ、現在の大型事業を中心とした公共事業優先を改め、生活・福祉優先型に切り替えるべきです。いかがですか、お答えください。

【知事】 財政問題についてであります。先ず大型公共事業を中止もしくは見直すべしとのご意見でございますが、従来から何度も申し上げておりますように、京都府といたしましては、これまでから、安心安全で公平公正、そしてまた府域の均衡ある発展をはかるという方針でいろいろ行政をしておりますが、かつての立ち遅れていた社会資本整備の水準を取り戻すとともに、府域の活性化をはかるために、長期的な展望に立って、必要な事業の推進をはかっているところでございまして、今後ともこの方向で努力していきたいと思っております。

社会資本の整備は、府民生活や府内産業の活性化に大いに効果があるだけではなく、喫緊の課題である不況雇用対策としても重要なものでありまして、また、個々の事業につきましてもその内容を十分に精査し、府民要望の強い真に必要な事業の実施に勤めてきたところであります。共産党さんが以前からいっておられますように、基金は積まずにバラマキ福祉に制度をどんどん作っていかせと、こういうことをやっておりましたら今ごろ大赤字になっている上に、また、いったん出発しました福祉制度というのは切り下げる事は大変な事になりまして、これは近隣の府県で今大変な事になっているのを見れば、わかる通りでございまして、私たちはそういう意味におきましても、公共事業は収入に応じて場合によっては収縮する事も可能ではございますが、福祉のみの制度を作りますとそれが非常に困難になる、そういう財政構造を充分知っていただきたいというふうに思います。今後ともきびしい財政環境が続く事が見込まれますが、有利な財源確保に努めるなど、将来の財政運営にも充分考慮しながら社会資本の整備を着実に推進し、府民生活の安定向上および府内産業の発展に努めてまいりたいと存じております。

中小企業対策についてであります。京都府といたしましては、これまでから和装伝統産業、機械金属、商店街などの振興対策や官公需の発注促進、また先ほどもお答えしましたように、緊急金融対策や雇用対策などを通じまして、府内企業の9.9%以上を占める中小企業の経営安定に全力で取り組んでいるところでございます。こうした中で、平成11年度の当初予算では、全体が前年度に比べて1.5%の伸びとなる中で、商工部関連予算につきましてはその1.0倍の前年度比16%の大きな伸びを確保するなど、その充実強化をはかってきたところでございまして、今後とも京都経済の活力の源であります中小企業の振興に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

大型公共事業の中心の政策から府民生活、福祉優先の政策に府政を転換すべきとのご意見についてであります。京都府といたしましては、これまでから府域の活性化および府民生活の向上をはかるために必要な社会資本の整備を着実に推進するとともに府民の暮らしや健康を守る保健福祉対策、将来の京都府を担う人材を育てる教育、府内産業の活性化にむけた中小企業対策といった施策につきましても府政の最重点課題として位置づけまして、積極的に取り組んできたところでございます。かつてないきびしい財政状況の中ではありますが、今後とも21世紀へ明るい展望を開くためにも、抜本的な行政改革に取り組むとともに有利な財源を最大限取り込むなど財政負担にも充分留意しつつ、府民の皆様のご要望を的確に把握しながら府民生活の安定と向上にむけた各般の施策を積極的にとりく

んでまいる所存でございます。

【岩田再質問】

私が質問していない事までおっしゃいましたので、あえて申し上げておきます。私どもは、知事に対して「ため込む、ため込む」とおっしゃいますが、はじめから「ため込む」と予算を組んでやっているんじゃない。実際は、福祉や教育の使うべき予算を削って余らしてこれを積み立て、それから、予算を組むときには辛く見積もって、税金が増えてそれを積み込んだ。しかも、問題なのは、その削って貯めたお金を大型公共事業にまたつぎ込んでるんです。その結果が、今日、起債も含めて府民に大きな借金となって戻ってきているのだということを、申し上げておきたいと思えます。

重要なのは、これまで京都府は大企業優先の行財政執行をやってきた、大型事業中心の公共事業を続けてやってきた、このことが今日の事態を招いたのですから、知事はその責任をしっかりと自覚していただきたい。そして、収入が少ないときには支出を削る、当たり前なこと、無駄、不要な大型事業は凍結をする、見直す、このことをしっかりとやっていただきたい。そして、府民のくらしの向上と京都の企業の99%を占める京都経済の主力であります中小企業を重点にした京都府政へ転換されることを強く求めて、私の指摘・要望とさせていただきます。ありがとうございました。

ダイオキシン汚染・住民の健康調査の実施と検査機器の設置はただちに 実効あるゴミの減量化、リサイクル対策へ、市町村への支援強化を

【岩田】

次に府民の安全安心にとって、直面している大きな不安の一つ、ダイオキシン汚染対策についておたずねします。

京田辺市の2つの産廃業者の焼却炉から高濃度のダイオキシンが排出され、付近の土壌などを汚染していたことが判明、そして今月には、京都市の調査によって、京都市内でも民間業者の焼却炉から高濃度のダイオキシンによる環境汚染が判明したように、これまでの無差別になんでも燃やし、埋め続けてきた産廃やゴミの処理方式が、ダイオキシンの大量発生と私たちの生活環境への汚染と蓄積が明らかになってきました。「いったい自分の住んでいる町の清掃工場の周辺の土壌は大丈夫なんだろうか」「うちの近所の産廃業者の焼却炉や「野焼き」でどの程度、汚染されているのだろうか？」と不安が現実のものとして、ますます高まってきているのです。知事は先頭に立って、この不安解消に努めるべき時です。

汚染対策の第1は、これまで繰り返し述べているように、府下の汚染実態を正確に把握し、府民に公表することです。府下の自治体と協力して、それぞれの市や町の焼却施設とその周辺の土壌・水質と近辺の田畑、焼却灰の処分場の調査。そして付近住民の健康調査に踏み切るべき時です。いかがですか？また、こうした調査と対策を講ずるためにも、他の自治体と同様、府の保健環境研究所にダイオキシン測定器を配置することです。立派な研究所を持ちながら、府民から相談を持ちかけられても、「うちでは測定できません。お金を出して、民間の分析所に頼んでいるんです」では、なさけない話です。即刻、測定器の配置を検討していただきたい。いかがですか。

汚染対策の第2は、ダイオキシンの発生を食い止めるための手だてを可能な限り講ずることです。主に塩ビ製品を燃やすことによって発生することが分かっているのですから、塩ビ製品などプラスチック類を分別し、燃やさないようにすることです。分別収集の促進・

定着化のため、塩化ビニール製品の表示を行うことを義務づけることを国に求めるとともに、本府としても、国の法律施行に併せ、ダイオキシン類の発生総量の規制を含むダイオキシン規制条例を制定し、真に実効性ある対策に踏み切るときだと考えます。如何ですか。

3つ目の課題は、大幅なゴミの減量化と分別収集、再資源化を促進するため市町村を支援する課題です。

そのためには、本府がかかっている10年先にゴミを15%減らす目標に対応した、市町村毎のゴミ削減目標を設定し、着実に再資源化率を高め、ゴミの焼却量を減らす課題に取り組むことです。市町村毎の削減数値目標の設定に取り組むことについて、知事の考えをお聞かせください。また、資源再利用に欠かせない施設であるリサイクルプラザを持たない、自治体に早急に建設支援策を行うべきと考えますが、併せてお答えください。

この際、改めて指摘しておきますが、厚生省の指導で策定したゴミ焼却炉の大型化を前提とした、ごみ処理の広域化計画は、ゴミの減量化に逆行するものであります。莫大な財政負担を伴う焼却炉を大型化する体制作りを本府が市町村に押しつけることは改めるべきであります。

また、一般家庭から出るゴミについては削減目標を決めていますが、事業活動によって出る産廃の削減目標は決めていません。検討を進め、早急に数値目標を掲げるべきであります。答弁を求めます。

【知事】 ダイオキシンの実態把握についてであります。京都府におきましては、事業者の自社測定結果の把握に加え、それぞれの施設の排ガスや一般環境の大气、水質、土壌、農地におきましても京都府においても広く調査を行ないまして、その結果を公表いたしております。なお今年、今年度も継続して実施する事といたしております。

また、周辺住民の健康調査につきましては、平成10年度に環境庁が実施しました所沢市および能勢町住民の血液などの調査において、焼却施設周辺住民とそれ以外の住民の間で明確な差が出ていないとの報告が出ております。ダイオキシンの摂取は、その排出源からの吸収よりも他の食料経路からの吸収が80%を占めているという事でございます。そういうことで、現時点では必要性がないと考えております。こうしたことから、市町村焼却施設周辺等の調査については、各市町村それぞれが判断される事と考えております。

保健環境研究所における測定機器整備については、何度も申し上げておりますように、現在民間の検査機関を活用して適正に行う事ができていると考えております。ダイオキシン規制条例につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法により、知事の責務として環境基準の達成が困難な地域を対象に総量規制基準を設定する旨の規定等がありまして、今後大気等の環境基準の達成状況を注視してまいりたいと考えております。なお、塩化ビニール製品の表示については、容器包装リサイクル法の円滑な実施に際しまして、国に対し、表示の義務づけを要望してございまして、早期に分別区分表示がされるようにつとめるとの回答を得ているところであります。

市町村でのゴミ削減目標についてであります。現在市町村においては減量化リサイクルを推進するため、御身分別方法のマニュアルであるゴミ分別大辞典の作成配布、リサイクル推進員の設置、環境にやさしい店登録制度などの特色ある取り組みがなされております。京都府といたしましては、こうした取り組みを推進する事によって数値目標の達成に努めてまいりたいと存じております。

リサイクルプラザにつきましては、今後整備の推進が期待されますが、いずれにしても設置自治体の分別収集体制の整備や住民の理解が重要であり、京都府といたしましては、廃棄物減量化リサイクル計画や分別収集促進計画にもとづく啓発などに必要な支援をおこなうことといたしております。産業廃棄物につきましては、多量に排出する企業に

対し、減量化を含めた処理計画の策定指導などを行い減量化リサイクルの推進をはかっているところでございます。国における削減目標をふまえて必要な対応をはかることといたしております。

事故続発の原発の運転停止・調査とプルサーマル計画の中止を求めるべき 府民の安全・安心守るため、府全域の原発防災計画策定など必要な体制整備を

【岩田】

次に、原子力発電所の放射能災害に対する府民の不安を取り除き、真に安全を確保する知事の責任についておたずねします。7月12日に、日本原電の敦賀2号炉で大量の放射能をふくんだ一次冷却水が、格納容器内に14時間も長時間にわたって漏れ続けると言う事故が発生しました。炉本体の冷却水が51トンも流れ出す重大な事故で、このまま止まらなければ、炉心溶融、核燃料が溶け出す危険に直結する、極めて重大な事故でありました。しかも、事故を起こしたのと同じ再生熱交換器は高浜原発の3・4号機でも使われていたのです。資源エネルギー庁は、この高浜原発について、模型とコンピュータによる解析で、敦賀と同様に、温度変化とバイパス流量が設計値を上まわっており、「設計ミス」と断定しました。欠陥原子炉がまだ運転されているのです。定期検査待ちでなく直ちに運転を停止して、必要な対策をとるよう、国と関西電力に強く求めるべきであります。

さらに、こうした危険性をはらんでいる高浜3・4号機を使つてのプルトニウム燃料の使用は、危険きわまりないものです。しかも今回、プルトニウム燃料の製造過程でのデータ改ざんが明らかになり、福井県知事は、ただちに抗議して中止を申し入れています。知事あなたも、ただちに抗議し、プルサーマル運転の中止を求めるべきです。あわせてお答えください。

知事、あなたは、原発事故のたびに、「原子力行政は国において一元的に、安全第一に行われている。私はとやかく言う立場にない」と、責任回避に終始されていますが、ここ数年の高速増殖炉「もんじゅ」の事故や、美浜原発のギロチン破断事故、東海村の動燃事故など、重大事故の全容が報道される中で、国民は国の原子力発電の安全管理の仕組みが、設計、製造、建設の各段階の審査のズサンさ、運転中の検査・管理、そして、事故への対策、真相隠蔽の体質など、そのすべてが当事者任せ、メーカーまかせで、まったく役に立たないものであることを知らされました。

そこで知事におたずねします。

一旦重大事故が発生して、万が一放射能が漏れた場合、京都府民は重大な災害を被ることになります。放射能被害はソ連のチェルノブイリ、アメリカのスリーマイル島の重大事故のように、風下に数10キロ以上にもおよびます。原発の災害に備えての関係自治体を、半径10キロ以内だけとしている現行の原発関連の法律や規則を改めて、少なくとも半径50キロ以内とするなどに改正する様、国に申し入れるべきと考えます。「安全」を府民に保障する立場にある知事として、国や関電など原発の管理に当たる当事者に対して、キチンと安全管理に対して物言う資格を持てるよう行動されることを求めます、いかがですか。また、府としても原発事故に備えた府全域を対象とした原発防災計画の策定と防災訓練を行うなど必要な体制の整備を行うべきと考えますがお答えください。

【知事】 原子力発電の安全対策についてであります。関西電力高浜発電所3・4号機に使用されております再生熱交換器は、事故のありました日本原電敦賀発電所2号機のものとは形状などにおいて異なり、事業者は模型による予備試験などによって敦賀発電所2

号機と同じ現象は起きない旨述べているところでございますが、京都府といたしましては、今後も国に対して安全対策の徹底を求めてまいりたいと考えております。

次に、プルサーマル計画についてでございますが、このたびのMOX燃料の製造時検査データの一部に疑義が生じていることにつきましては、原子力発電に対する国民、府民の不信感を招くものであり、まことに遺憾であります。京都府はかねてから事業者に対し、プルサーマルの実施にあたっては安全対策を徹底するように申し入れてきたところでございますが、現在、国や事業者において鋭意調査が進められておりますので、その状況を見守ってまいりたいと存じております。

なお、地元福井県知事のお話の件につきましては、原子力発電所の立地県の知事として遺憾の意を表明し、関電に調査報告を求めた、とこういうふうに聞いておりました、おっしゃったような中止をさせるというそういう発言ではないと聞いております。

また京都府では専門的な見地から、国が示した指針に基づき、高浜発電所から10キロ圏を対象に原子力防災のための整備を図ってきておりまして、その指針に沿って今後とも万全を期してまいりたいと考えております。

警察官犯罪。全容の報告と再発防止対策を。 閉鎖性の打破に、警察の情報公開は避けて通れない

【岩田】

次に警察官による犯罪について府警本部長におたずねします。

この間、報道され続けた神奈川県警の一連の事件は、国民の警察への信頼を大きく裏切るものです。犯罪を摘発し捜査にあたる警察官が、その立場と捜査上知り得た情報を悪用すれば、一般市民では不可能などんな悪事でも可能です。これでは、安心して暮らすこと、枕を高くして眠ることも出来ません。その上、憲法違反の電話の盗聴も警察官だったら自由にやれるとなると、盗聴で知り得た個人の秘密で、脅迫され、どんな事を要求されるのか。不安も現実のものになります。

しかし、こうした事件が神奈川県警にとどまらず、千葉県警でも、そして京都府警でも、まったく同質の現職警察官による職務上の立場を悪用しての犯罪が相次いで明らかになりました。五条署の警部補が捜査情報を、捜査先に事前に知らせ、多額のワイロを受け取っていた犯罪。ピストルによる犯罪が増加して、大きな社会問題になっているときに、ピストルなど銃器取り締まりの中心にいた府警本部の警察官によるピストルと実弾の収集・保管という銃刀法違反の犯罪。一方、これも社会問題になっている、麻薬・覚醒剤取り締まりに当たっている亀岡署の警察官が押収覚醒剤を着服し、自らが覚醒剤を長期にわたって使用していた。しかも、この事件には、複数の七条署などの現職警察官がかかわっていたと言うのですから、あいた口がふさがりません。さらに、九条署に保管していた覚せい剤の行方が分からなくなり、その量も不明とはヒドイ話です。そのうえ、押収した大量の大麻を報告すらせず、焼却したという信じられないことまで発覚しました。この際、一連の事件の事実経過と全容を府民の前に明らかにすべきであります。いかがですか。さらに具体的におたずねします。

府警本部長に、今回の事件の事実経過と全容をおたずねします。真相を解明するうえで本府の監察官室は、今回どのように機能したのかおたずねします。さらに、警察の閉鎖性を打破するうえで、情報公開は避けて通れない問題です。公安委員会も情報公開の対象にすべき時です。いかがですか、お答えください。また、こうした問題の発覚のたびに、本

部長は、謝罪と教育の強化を言うばかりですが、どんな教育をやっているのですか。具体的にお答えください。内々で済ませるのではなく警察官への教育のための「マニュアル・教科書」をこの際、府民に公開していただきたい。いかがですか。

【警察本部長】 先般、覚醒剤を不法に所持していた2名の警察官を懲戒免職処分の上、逮捕するという不祥事犯が発生いたしました。昨年からの相次ぐ不祥事犯をうけて組織をあげて再発防止に取り組んでいるさなかに、このような不祥事犯が発生しましたことはきわめて遺憾であります。とくに今回の事犯は、覚醒剤の捜査に従事するものが覚醒剤を不法に所持するという絶対あってはならない事犯であり、警察に対する府民の信頼を大きく裏切ったことに対し、府民の皆さま、ならびに議員の皆さまに対しまして心から深くお詫びを申し上げます。当府警察といたしましては今回の事態を重大危機と深刻に受け止め、捜査の徹底を期し、真相を明らかにするとともに再発防止と府民の皆さまの信頼回復にむけて全力をあげて取り組む所存でありますので、なにとぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

岩田議員の質問にお答えします。不祥事犯が発生した場合における当府警の基本方針は、徹底した捜査により真相を明らかにして厳正な対応を行うということであります。監察官室では、この基本方針に基づき今回の不祥事犯につきましても事犯認知後、迅速に所要の調査を行い、犯罪の容疑が認められた時点で、捜査手続きを開始するため、事件を主管部へ引き継ぎ、その後も事件主管部と連携しながら、懲戒処分の実施、報道発表等の対応をおこなってきたところであります。

次に事実経過と全容を明らかにすべきとのご質問ですが、今回の不祥事犯におきましては、逮捕までの経過についてはすでに発表しております。その後の経過については、現在真相解明にむけて、厳正な捜査を継続しておりますことから、現時点ではさしひかえたいと考えておりますが、捜査が終結した時点で発表することとしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。次に情報公開についての質問でございますが、従来から、警察といたしましては情報公開の意義理念等につきましても、十分に理解し、提供できる情報につきましては積極的な提供に努めてきているところであります。しかしながら、警察の保有する情報は犯罪捜査に関するもの、個人のプライバシーに関わるものなどが含まれており、また警察活動は常に全国的な斉一を確保しておこなわれる必要があります。このため国や他府県警察の動向を見極めながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に職員に対する職業倫理教養についてであります。具体的には、各職場や警察学校において、警察職員としての有るべき姿仕事の進め方、身の処し方等について、意見発表、小グループ討議、論文の発表などいろいろと工夫を凝らして効果的と思われる施策を積極的に推進しております。今後更に工夫をこらしながら、職業倫理教養の徹底に努力してまいりたいというふうに考えております。最後に警察官のためのマニュアルや教科書等の公表についてであります。マニュアルや教科書はあくまで内部資料として作成されたものであり、また警察実務上の専門的な知識、技術、手続き等が一体となっておりますことから、これらの資料を一般に公開することは必ずしも適当ではないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

憲法違反の戦争法の地ならし、舞鶴港クッシング入港

府民の安全を守る地方自治体の役割守り、「協力」の押し付けには拒否を

【岩田】

先の通常国会で、戦争法、いわゆるガイドライン法が、国民の多くの反対を押しきって強行されました。これは、アメリカが起こす戦争に日本が自動的に参加することを決めたものです。成立したとは言え、これは憲法9条に違反するもので、私たちは日本の平和と安全を守るために、この戦争法が廃止されるとともに、発動されることのよいよう、全力をつくすものです。

戦争法が成立した直後の8月2日から6日まで、アメリカの駆逐艦「クッシング」が舞鶴港に、入港しました。目的は「休養と補給」としてはいますが、口実に過ぎません。周辺事態法にもとづき政府が発表した自治体・民間協力の「解説書」によると、自治体管理の空港・港湾も米軍が優先使用できるようにしていますが、今回の入港は、まさに周辺事態法発動の地ならしといえるものです。しかも核兵器積載可能艦の入港であり、非核の舞鶴港を求める府民の願いに反するもので、二重の意味で危険であると言わざるをえません。

米艦船の入港に際してこれまで東京港、横浜港では入港を拒否し、名古屋港沖合い停泊のみ許可しています。ところが京都府は、入港を認めてしまいました。しかも、新聞報道によると「クッシング」は、条例に決まっている「入港届」も出していないとのこと。こんな無法は許されません、府民がおろそかにされているのです。

今回のクッシング入港に関して、舞鶴市長から議会あてに出された文書によります府の港湾事務所は「公共バスの使用は不許可とした」「錨地は東港にと指示した」としています。また、新聞報道によると、米軍は当初、西港に入港を求めてきましたが、府はこれを断って東港に指定したと報道しています。知事はこれまで、米艦船の入港について、航路や泊地は知事の権限が及ばない旨の発言を繰り返して責任逃れをしてきましたが、今回、これがごまかしであったことを証明したものです。

戦争法第9条は、周辺事態の際、国は自治体や民間に協力を求めることができるしていますが、自治体がこれを受け入れる義務を決めてはいません。ところが政府は、地方議会や住民の反対は拒否する理由にならないなどと地方自治を否定する態度に出ています。そればかりか、8月5日に開かれた、舞鶴も含む旧軍港をかかえる自治体協議会の研修会では、学校施設など公共施設の空き情報も要請するなど、自治体の日常活動にまで入り込んでいます。

米軍基地をかかえる14の知事は、港湾への入港は管理する自治体の意向を尊重せよと要求していますが、せめて知事もこれらの知事に見習って要求すべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

【知事】 最後に米艦船の入港に関してでございますが、私はこれまでから、地域を代表する知事として地域として容認できない場合は国へ強く折衝してまいると議会でも何度も申し上げておりました。先の自衛艦の誤射事件に際しましても、防衛庁長官にいち早く抗議したところでございます。そしてまた対応を求めたところでございます。議員からご紹介のあった米軍基地に する14都道府県で構成する渉外知事会の要望事項は、基地に起因する諸問題について政府へ要望が出されたと承知しておりますが、先の米駆逐艦クッシングの入港は、舞鶴東港沖合いの錨地に停泊したものでありまして、港湾管理上特に支障はなかったものと承知しております。

一般質問。日本共産党は、三双順子、 こうさか愛子、太田かつすけの三府議が質問

三双 順子（日本共産党 南区）1999、9、30

日本共産党の三双順子でございます。あらかじめ通告しております数点について、知事並びに関係理事者におたずねいたします。

府立朱雀高校通信制に学ぶ生徒の教育環境整備を急げ 開校以来の生徒増 教室足りない、教科書足りない…吹き出す矛盾

まず、府立朱雀高校通信課程について質問いたします。

京都府の通信制課程は、朱雀高校と西舞鶴高校の2校にあります。1948年に勤労青少年の中等教育を保障する目的で出発しました。68年から84年の約23年間は、生徒数500から600人ぐらいで推移して来ましたが、本府の高校教育を「類型制度」に改編した時期を境に、生徒が急増しはじめ、今春、過去最高の459人が入学、また転・編入し、在籍生徒数は1588人と、高校2校分の規模にまで膨らむ事態となっています。

在籍生徒の中には、病弱のため療養をしながら学ぶ人、不本意な高校への入学、学業不振だった人、不登校を経験し、全日制や定時制から転校してきた人など、入学や転・編入の理由はさまざまです。しかし、これまで精神面で配慮が必要であった人や不登校だった人も、通信制課程に学んだことで、先生の励ましや同じような境遇の仲間と出会い、「ここに居場所を見つけた」「何でも話せる友人ができた」など、自信を取り戻し、新しい歩みを始めた人もたくさんおられます。人生、少々回り道のように思えても「たとえ卒業まで時間がかかっても、自分は人の倍のペースで生きるんだ」と割り切ってがんばっている生徒のみなさんに、私は心から声援を送りたいと思います。

申すまでもなく、通信制は、いつでも、どこでも、誰でも学べるという学校ですが、入学生徒数に比べて、卒業生が1割強と少ないことにも見られるように、自学自習が基本であり。学習は自分とのたたかいと努力、まわりの励ましが欠かせないことは言うまでもありません。自宅での学習を中心に、そのレポートの添削という形で指導が進められ、生徒と先生の間を往復するレポートは全日制、定時制の授業に相当する学習の中心となるものです。その他、1カ月10時間程度のスクーリングと試験があります。97年度から単位制が取り入れられ、80単位を取得すれば3年でも卒業できることになっています。

そこで、もう少し朱雀高校通信制の現状について申し上げたいと思います。

今年、春の生徒募集定員160人に対して459人が入学、または転・編入した内訳を見ますと、中学校を卒業した生徒が235人、他の高校からの転校生が135人です。これは89年の転校生徒が65人であったものが、10年足らずで3倍に増えており、その9割が府立高校からの転校生です。また、高校をいったん中途退学し、何年かたって通信制へ入学してきた編入生が今年は89人で、10年前に比べても2倍に増えているのです。

このように開校以来、最も多い生徒を抱える学校で、いま、矛盾が噴出しています。

1つは、30教室ありますが、定時制とも重なるため、通信のスクーリングがある日は生徒があふれています。5月、6月には一講座の受講登録数が200から300人を超え、到底一度に教室に入れないので、科目によっては義務出席授業数の3倍の授業数を用意し、生徒が集中しないよう配慮がされたこともありました。

2つには、書道の授業で生徒が教室からはみ出し、廊下に座り込んで書く生徒が出たり、出席をあきらめた生徒もいました。また、現代文の授業でも生徒が入りきれず、隣の教室の椅子を持ち出してきたが、メモが取れなかったと言います。

それどころか教科書が足りず、6月ぐらゐまで教科書がないと言う新入生が出ました。また、講座は学習必携に基づき、生徒が自分で組み立てるのですが、4月までに学校が準備した講座枠では対応できず、改訂版をつくったが、混乱して教室を間違える生徒が続々出るという状況でした。

このまま推移すれば、来年度、生徒は2000人を超えるのではないかと言われています。朱雀高校通信制の規模は、適正な学校運営をおこなう上からも、すでに限界を超えるもので、早急な抜本改善が必要です。

募集定員削減、定時制の募集停止など、生徒の学ぶ環境奪う府教委

なぜ、このよう異常な生徒増になっているのでしょうか。

その理由の1つに、府立高校全日制あるいは定時制の中途退学生徒が増えています。通信制への転入なら「中途退学扱い」にならず、卒業できるからと、安易に送り込む「受け皿」になっていること。

2つ目は、本府が全日制の募集定員を減らしていること、さらには山城高校定時制、洛北高校定時制の募集停止や市立堀川高校の廃校化の決定などのあおりを受けて、定時制志願者が軒並みに募集人数を上回り、桃山高校定時制など1・4倍という高い倍率になっています。このように志願者の多くが全日制からも、定時制からもはじき飛ばされているのです。

3つ目には、不登校を経験し、全日制への入学をあきらめた生徒も増えています。

このように通信制生徒の激増は、本来の高校のあり方そのものが問われているのではないのでしょうか。こうした生徒が高校教育を受ける最後のよりどころとして、教育の機会を求めて朱雀通信制課程に入学、転入、編入しているから、2000人に近い生徒数になっているのです。その通信制の教育条件が、先ほども述べたような、常識では考えられないほどひどい状況のまま放置されているのであります。

そこで教育長におたずねいたします。

府南部にもう一つ通信制課程の高校建設

朱雀高通信制在籍生徒数が限界を超える現状を改善し、早急に適正な規模にする必要があるのではないのでしょうか。改善の方策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

来春の入学志願者を受け入れるためには、朱雀高通信制とは別に、新たにもう1校、南部に府立高校通信課程の設置が必要です。朱雀高通信制生徒の約3分の1が宇治市以南の地域に在住している現状から、京都府南部地域の交通に便利な地域が望ましいと思います。朱雀高通信制の施設の現状や、1人ひとりの生徒の顔が見える教育を保障する観点からも、緊急の課題と存じます。いかがですか。お答えください。

【教育長】本年度は、在籍生徒のうち実際に受講登録をすませました約85%の生徒1362人が、主として自宅でレポート学習を進め、生徒が自分の都合にあわせてスクーリングに登校しているところであります。

府教育委員会といたしましては、登録者数の多い8科目におきましては、講座数を増やすなどの改善を図ったところであります。尚、年度当初に置きまして多人数となった場合には、講座を分割したり、教室に椅子を入れるなどして対応したところであります。また、本校以外にも従来から協力校として乙訓高校、西宇治高校でスクーリングをおこなってきましたが、さらに平成9年度から八幡高校も加えて対応しているところでありまして、これらをより活用することにより対応してまいりたいと考えております。

教員増、養護教員の複数配置など定数改善を

【三双】 つぎに朱雀高通信制は不登校を経験した生徒、アトピーや喘息アレルギー、心臓疾患、自律神経失調症等、疾病を持った生徒が1999年度は300人を超え、しかも激増しています。4年前に養護教員が初めて配置されましたが、どうしても複数配置が必要です。増員を求めます。いかがですか、お答えください。

【教育長】 養護教員の配置についてであります。いわゆる標準法上は、通信制には配置はがなところを、生徒の実態を考慮をして、特に配置をしているところでありまして、対応できているものと考えております。

【三双】 次に、教員の定数についてであります。

朱雀高通信制は、1クラス当たりの生徒は平均50から60人の規模ですが、在籍したままで1年間音沙汰のない生徒や、途中で来れなくなった生徒がかなりいます。そうした生徒こそ、学力や精神面でのフォローがもっと必要です。

教師はレポートの添削に追われてとてもそうした生徒に手がまわらず、家庭訪問もできません。学年末に休学か退学か書類を郵送して確認するくらいになっているのが実態です。

通信制は、最初から「全員来ないもの」と見込んでいる府教委の姿勢はし問題です。困難な状況のもとで学ぶ生徒を受け入れる学校は、それに対応できるきめこまかな指導体制が用意されなければなりません。教員の増員が必要です。

また、現行の通信制標準法は38年前に制定された基準で、当時は学習面の指導が中心で、今日のように生徒の生活指導の必要性を頭に入れたものではありません。時代の変化に見合った標準法の改定を国に要求するとともに、本府としても行き届いた通信制教育がおこなわれるよう、1クラスの生徒を減らし、十分な教員の配置がされるべきではないでしょうか。教育長の答弁を求めます。

【教育長】教員につきましても、学校の状況を考慮いたしまして必要な配置をしたところであります。尚、学級編成や教職員は位置につきましても、現在、国の調査研究協力者会議におきまして検討されておりますので、その結果を見極めてまいりたいと存じております。今後とも校長と連携を図りながら通信制教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

教育の原点を示唆する通信制

朱雀高通信制課程で、40年間、生徒とともに歩んでこられた、宮田テル先生の「回想 朱雀通信制の歩み」の中に、「通信制は一見ユニークな教育、特異な学校のように見えますが、そこには学校とは何か、教育とは何かを鋭く問いかける、いわば教育の原点と深く関わるものがあるように思われます」と書いておられます。私も、さまざまな事情をもって通信制に学ぶ生徒のようす、その1人ひとりの生徒の苦楽を分ち合い、努力されている先生方のようすを知るにつけ、この宮田テル先生の指摘は胸を打つものがあります。

【三双・再質問】協力校があり、南部に設置する必要はないかのようなご答弁でしたが、協力校は補完的なものでありまして、そのことでこと足れりということにはなりません。突如として、通信制に生徒が増えたのではなく、ずっと、これまで毎年増え続けてきたのですから、教育委員会として学校や生徒の意見もくみ上げてどうすれば現状が開閉することができるのか、早急に「検討をする場」を作るべきではないかと考えます。改めて来年春に間に合うように検討をぜひしていただきたいと思います。再度お答えください。

※教育長の答弁なし

再就職を希望する女性に人気 京都府女性就業サービスセンター 講座数、定員、相談員、予算など増やし、充実せよ

次に、京都府女性就業サービスセンターについて質問いたします。

京都府女性就業サービスセンターは再就職を希望する女性に対し、①就業相談②情報提供③必要な技術・技能を修得させる ことにより、就業機会の拡大と就業条件の向上を図る

ことを目的に設置されたものです。京都府女性就業サービスセンターの講座は、簿記パソコン会計など、経理事務科、パソコン実践基礎ワード科、医療事務科、介護サービス科など8科目20コースとなっています。

これまでの受講者は、平成10年度380人が修了し、平成11年度415人が年度内に講座修了することになっています。京都府女性就業サービスセンターをおたづねさせていただきましたが、講座を修了した多くの女性からの手紙がセンターに寄せられていることをお聞きいたしました。

その一部を紹介しますと、「採用にあたり、パソコンロータス3級取得というのは、かなり有利でした。ありがとうございます」（パソコン・ロータス科修了生）。「講習会で出会った人と励まし合ったり、情報の交換もできありがたいです。今の仕事をしっかりやりとげたいです」（パソコンエクセル修了生）。また、「これからもどんどん良い講習会を開いてください。思い切って受講して別の人生が開ける予感がいたします」（介護サービス科修了生）一などの声が寄せられています。

これらの声は、技能を修得し、資格を生かして、働こうとする女性の積極的な姿勢がうかがえますとともに、センターの再就職向けの各種講座に、府民の期待が大きいことを示しているのではないのでしょうか。

今日のように、新卒でも超氷河期といわれる就職戦線が厳しい時だけに、女性の社会的経済的自立を支援するセンターの充実がいっそう求められているのではないのでしょうか。

そこで知事にお伺いいたします。

まず、講習コースと開催地を増やす問題です。講習科目の1コース20人の定員と25人の定員となっていますが、平成10年度は380人の定員に対し、申し込み数は1381人で平均3・6倍でした。パソコン科では20人の定員に対し210人も応募している会場もあります。ちなみに本年度8月末現在、12コースの定員255人に対し、申し込み者は1588人、実に6・2倍となっています。また、平成11年度8月末に締め切られた介護サービス科木津教室は、25人定員に対し、196人の申し込みとのことでした。

申し込み希望者がこれだけ増えているのですから、コースをぜひ増やすとともに、講座開催地を府北部にも増やすべきではありませんか。以上の2点についてご所見をお聞かせください。

【府民労働部長】 女性就業サービスセンターにおきます技能講習については、厳しい雇用情勢の中で産業界等のニーズも踏まえ、また再就職を望む女性の希望ができるだけ叶えられるよう適宜講習科目や開催場所の見直しをおこなってきております。一方、府立高等技術専門学校と雇用促進事業団におきましても相互に連携をして、離・転職者やパートタイムを希望する方々のための短期訓練等を拡充し、府内各地できめこまかく実施をしている所であります。

【三双】 つぎに、働く女性の相談コーナーの体制について伺います。

面接相談と専用電話によるホットラインに非常勤嘱託相談員の方2人が担当し、頑張っていたのですが、これら相談件数は、平成10年1571件、平成11年8月末には、すでに前年比1・5倍と増え、平成2年度からみると4倍を超えています。相談員を増や

し、体制補強をすべきではありませんか。お答えください。

【府民労働部長】 労働相談につきましても、京都府中小企業労働相談所や労働基準監督署などとの連携を図り、センター職員による応援など、事務処理方法の見直しも行いながら、近年、増加している相談に対応しているところであります。

【三双】 つぎに、本府が本年度打ち出した第二次行革大綱で見直すべき事業の中に、この京都女性就業サービスセンターが挙げられています。また予算を見ると、平成7年度のサービスセンターの労働相談員設置費が、280万円でしたが、平成11年設置費240万円に減らされています。本府は女性の地位向上、社会参加の促進を「あけぼのプラン」で謳い、今年6月に成立した男女共同参画社会基本法でも、不十分さではありますが、女性の社会参画と自立を積極的にすすめる責任が、国、地方自治体にあるとしています。

こういう時に、予算を減らしたり京都府女性就業サービスセンター事業を行革の見直しの対象にすることは、本府の言ってきたことから逆行するものではありませんか。この1、2年で雇用情勢が特に悪化し、激変しています。事業の縮小につながる見直しは中止すべきです。

知事は、府民向けパンフレットに「働きたい女性、働いている女性に働くことについて応援しています」と宣伝されています。京都府女性就業サービスセンターの予算を増やし、職員の体制強化こそ、本府の役割ではないでしょうか。いかがですか。取り組みのご決意をお聞かせください。

【府民労働部長】 女性の経済的、社会的自立は男女共同参画社会を築いていく上でも重要な課題でありますので、今後とも効果的な就業支援がおこなえるよう、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

京都市高速道路 環境破壊と府民に負担を強いる計画 即時中止を

最後に、京都高速道路について質問します。

97年12月に地球温暖化防止世界会議が、この京都で開催されましたが、私は、その年の6月議会で京都高速道路と環境問題にしばって知事に質問いたしました。

その内容は、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素(CO₂)を削減するためには都市における「自動車交通優先のまちづくり」の転換が急務の課題であることを申し上げ、京都の二酸化炭素(CO₂)排出量の内に自動車の占める割合が24%になっている上に、京都市内の中心部に自動車流入をいっそう増やそうとしているのが京都高速道路計画であり、この計画は地球温暖化防止世界会議開催地としてCO₂排出削減に積極的な責任を負うことに逆行するものだと厳しく指摘し、計画の中止を求めました。

この計画が都市計画審議会に図られる段階で、住民に対する形式だけの説明しか行われませんでした。わずか2週間という短期間の縦覧期間に府民からの意見書が17103人から提出されましたが、その内、14322人が反対の意見でありました。京都市内高速道路は、このことは住民の求めている道路でないことを示しているのではないのでしょうか。

また、地球温暖化防止世界会議に向けて、ドイツの(280万人登録)環境保護団体か

ら、「直ちに京都高速道路計画を取りやめることは会議開催地の自治体として、歴史的遺産を受諾した京都の責任である・・・」とした手紙が、知事、市長宛に送られてきましたが、黙殺して新十条通りから工事を強行してきました。

いま市民の多くの方は、「環境対策も示されていない」「市内の交通渋滞がいつそうひどくなる」「20年も先の交通量予測の確実な根拠など存在しない」「財政難のこの時期に着工が必要か」などの疑問とともに、「京都のまちの中にそもそも高速道路が必要か」などの意見が続出しており、市民の理解が全く得られていないものであります。

ところが本府は、「京都高速道路整備促進京都市協議会」に加わり、京都市といっしょになって市内中心部に1日の流入車両が10万台も増える環境破壊の事業をすすめているのであります。

例えば、京都高速道路一号線はすでに山科側からトンネルを掘って、西側出口に位置する鳥羽街道団地を立ち退かせようとしています。区分所有法による権利者の4分の3の同意とマンション管理組合規定の改定なしには用地買収は不可能でありまして、トンネルを東から掘ってきても行き止まりであります。

京都市はこの市内高速道路新十条通りのアクセス道路を先行させようとしています。本体工事は何ら見通しのないものであります。さらに、この高速道路を促進しようとして、この6月、市が高速道路二号線なる伏見区深草から南区を経て油小路通り、伏見区向島まで7・3キロを市道認定をしましたが、特に南区の区間は民家やマンション、事業所、工場などの連たん地となっており、現に市民が生活し、操業を営んでいるのです。その関係者住民に何の説明もなく、民有地を”市道”と認定しました。「行政、議会と言えども個人財産を勝手に市道認定するとは何事か、徳川時代の悪代官のやることではないか」と、この7月、京都市に対し住民の方々や地元団体が抗議と撤回を申し入れられた所です。このような強引で問答無用な進め方は必ず住民との矛盾を広げるだけのものとならざるを得ません。

さて、京都高速道路をつくっても大阪圏域とつながるのかーということですが、京都市道高速道路二号線、第二京阪道路について、大阪府域の完成は平成21年とのことですが、枚方市でも、交野市でも地元説明会もできない状況と聞き及んでおります。京都府以南に接続できる見通しもたっていない状況です。

そこで知事に質問いたします。

京都市道高速道路二号線（油小路線）7・3キロの事業費は1600億円で、99年から新設事業費の25%相当額が国と地方の出資金となり、京都府負担は6・25%とのことあります。この先、社会経済の変動だと言われ、次つぎ出資率が上がり、さらに莫大な財政負担を確実に強いられることになるではありませんか。阪神道路公団は98年度だけでも56億円の赤字を出し、すでに累計3兆1500億円の借金を抱えており、その原因は建設費の増大と料金収入の伸び悩みで、今年8月、総務庁の行政監査でも、採算性を問題にしているのです。

この計画について、当初の住民説明会でも議会でも、「阪神道路公団の仕事だから府・市などの負担は少なくすむ」などと説明していましたが、早くもその思惑は破綻しているだけではありませんか。促進京都市協議会から撤退すべきであります。以上、ご見解を

求めます。

この京都高速道路の建設に関わる阪神道路公団への出資率は当初4・9%だったのが、10年後の95年度には7・35%、98年度では13%、本年99年度では25%と6倍も増えており、建設費も当初4000円といわれていたのが、阪神大震災後、2倍以上の8000億円から1兆円になると言われています。

財政難に拍車をかける不要不急の大型公共事業

知事は「財政が大変だ」「非常事態だ」と盛んにいわれますが、負担率をどんどん上げるようにいわれても反対されないのですか。今後、500億円以上の負担をしなければならぬ市内高速道路建設のは中止を求められてはいかがですか。高速道路整備 地方自治体の財政に破綻をもたらす不要不急の大型公共事業こそ見直す勇断が今ほど求められているときはないと存じます。以上、3点についてお答えください。

【知事】京都市では、本道路を慢性的な交通渋滞の、交通混雑の解消と、社会経済活動の活性化をうながし、21世紀に向けて京都の発展に極めて重要な都市基盤施設であると位置づけておられます。

京都府といたしましても、本道路が京都第2外環状道路や第2京阪道路と一体となり、京都市域と周辺地域の交通混雑を緩和するとともに、環境悪化の防止にも寄与するものであり、厳しい財政状況のもとではございますが、引き続き府・市協調を基本といたしまして京都高速道路の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

【三双・再質問】高速道路の総事業費についてはいくらとというふうに、知事は聞いておられるのでしょうか。府の負担総額はいくらになるのか、明確にお答えいただきたいと思えます。高速道路問題につきまして、特に財政面から質問をいたしましたけれども、京都市内の中心部に1日10万台の流入車両を増やす計画となっているわけで、環境や健康に大きな影響をもたらすことは、川崎や西淀川の公害裁判の判決でも、道路公団の責任が厳しく問われ、自動車排ガスを断罪しました。それなのに高速道路が市内に5本も入ることについて、環境保全に役立つと考えておられるのか、お聞きしたいと存じます。

【知事】事業の率は、先ほどおっしゃった率で出てくると思います。また、この高速道路は大気汚染に悪影響を与えるだけというおっしゃり方でございますが、私は、この高速道路を今回造ることによりまして、既存のほかの1号線その他の渋滞が分散されまして、かえって流れもよくなる。また、渋滞によるいらぬCO2もでない。そういうことかえって役に立つと言うふうに思っております、これはまったく見解の相違だということふうに存じます。

指摘が現実になった、東海村核燃料加工工場臨界事故 知事は、原因の徹底究明と原子力行政全面的見直しを求めよ

日本共産党の上坂愛子です。三つの問題で質問します、知事並びに理事者のご答弁を、よろしくおねがいします。

まず最初に、昨日、茨城県東海村で発生した核燃料加工工場での臨界事故についてです。この事故で一般人も含み、現時点で49人の方が被爆され、二人の労働者が重傷、30万人を越える方が、屋内避難をされる事態となっています。

わが党はこれまでから、原発技術があらゆる分野でまだ未熟であると警鐘を発してきましたが、残念ながら、これが的中すると言う事態となりました。原発銀座と言われる高浜原発などと隣接する京都府の知事として、政府に対して改めて事故原因の徹底究明と原子力行政の全面的な見直しを求められるべきです。改めて指摘しておきます。

当座の修理での対応ではなく、 向日が丘、与謝の海などの養護学校の建て替えただちに

次に、養護学校についてです。

さる6月29日、午後1時ごろ、向日が丘養護学校中学部棟と保健室、寄宿舎、食堂、厨房が突然停電をし、給食時間から下校時間にわたって、電気施設が使用不能となる事故が発生しました。さらに全校の電話と放送設備が不通となりました。各教室では暗くて、生活や学習ができず、寄宿舎や厨房ではその機能が止まり、学校では、児童・生徒を家庭に帰す措置をとられました。ご承知のように、向日が丘養護学校は車イスや松葉づえを使う子どもの人数が京都府下で最も多く、医療的なケアを必要とするほどの重い障害がある児童・生徒が毎日通学しています。吸痰器を使っている児童・生徒、薬を冷蔵庫に常に保管している児童・生徒がいます。すみやかな復旧ができないという事態は、子どもたちの命にかかわる重大な問題です。養護学校という障害をもつ児童・生徒の通う学校が、これで良いのでしょうか。今日まで再三、わが党は養護学校の老朽校舎や危険校舎の改善、整備、充実を求めてきましたが、教育委員会は当座しのぎの修理で済ましてきました。修理だけではどうしようもない状況になっているのではないのでしょうか。

向日が丘養護学校は、1967年4月に、肢体不自由養護学校として開校され、33年目を迎えました。当時は、日本の障害児教育の先進として全国から多くの見学者が訪れました。児童・生徒の実態にあった教育内容、どんなに重い障害があっても教育と訓練によって克服できるという、向日が丘の教育実践は、京都の障害児教育にも大きな実績を作りました。1979年には、養護学校義務制とともに、知的障害の児童・生徒の受け入れとなりました。しかし、生徒増に伴う学校の本格的な施設改善は行われませんでした。今、学校の廊下や教室の床は、老朽化のため、床板がはがれている箇所があちこちにあり、車

イスの生徒がころんで怪我をする事故もおきています。強い雨の日には、廊下や教室などで雨漏りや雨が吹き込み、すべってたいへん危険な状態です。教室の照明は文部省が定めている環境基準に達していません。電気の容量が小さく、これ以上照明を増やすことができないだけでなく、調理の器具など教育上必要な教具が使えないと聞いています。こうした問題が放置されているところで今回の事故が起こったのではありませんか。学校側もこうした危険なところについては適宜修理をし、ご苦労いただいておりますが、老朽化がひどく構造的に修理するだけではどうにもならない状態になっているのではありませんか。

学校施設の老朽化はこれだけではありません。トイレの便器は新しくりましたが、そもそも配管そのものが細く、腐食しているために、水が流れにくく衛生上も問題です。トイレは自立する上で、もっとも大切な訓練の基本ですが、一人で車イスを方向転換することができません。生徒の体位に合っていないことと、トイレのスペースが狭いことです。こんな状態で障害児の教育の場、学校といえるのでしょうか。

プールにいたっては普通校と大違いです。更衣室がなく、トイレで着替えをしています。プールサイドには、水道栓があるだけです。O-157や大腸菌を減菌しなければならない、現在の規則に適合していますか。自分の体温の調節ができない児童・生徒が使うプールに、温水シャワーもありません。これで十分だとお考えですか、プール指導は訓練には欠かすことのできない設備と考えますが、教育長のご見解をお聞かせください。

養護学校の児童・生徒は、体や知的な障害を持ちながらも、毎日一生懸命、学習に訓練にがんばっています。また、卒業したあとの社会生活のための基礎的訓練も必要ですが、向日が丘養護学校は、職業的学習室也没有。1996年1月に、文部大臣官房文教施設部が養護学校施設整備指針を作りました。それによると、「児童・生徒等の学習及び生活の場として、特に障害の児童・生徒等の特性に配慮しながら、その健康と安全を十分に確保し、快適な空間にすると共に、児童・生徒等相互間、及び、教員等との交流の場、憩いの場の設定や緑化をすすめ、自然環境の導入などを通じて、ゆとりある豊かな施設・環境を確保すること」としています。さらに「重複障害児の教室は、障害の状態に適合する良好な環境を確保できる位置に、更衣室・便所・シャワー室等と一体的に、又は、隣接して計画すること。また、大型の教材・教具・遊具等を用いた多様な活動に対応できるよう、十分な規模を確保すること」としています。この指針から見て、本府の養護学校はあまりにもおそまつではないのでしょうか。

私は先日、三重県立北勢きらら学園を見学させていただきました。児童・生徒数は、小・中・高あわせて78人、スクールバス6台。校舎は県の木材がたっぷり使われ、校舎全体が冷暖房完備になっています。室内温水プールは年間を通して教育活動や訓練に使用され、地域にも開放されています。給食棟は円形で広々として、すばらしい環境です。向日が丘の5倍以上の広さがあるのではないのでしょうか。そのほか、生活体験室、コンピューター室、木工、手芸などの学習室が設置されています。

同県では、養護学校の児童・生徒が増えたことと、せめて一時間以内で近くに養護学校がほしいという、親の強い要望を受けて、県立養護学校整備調査委員会が設置され、県内の養護学校設置計画を決め、二年に一校の割合で圏域毎の養護学校整備が進められて、この北勢きらら学園も、その答申を受けて建設されたものと聞きました。

今、京都府下の(小・中)学校の障害児学級に在籍する児童・生徒が増えています。「地域の学校で」という保護者の願いがもありますが、障害児学校の整備が進まず、「養護学校が遠くにあって、地域の学校になっていない」ことが、大きな原因のひとつではないのでしょうか。16年間にわたって障害児学校の整備が放置され、新しい学校が建設されなかったために、障害の重度・重複化が進んでいても、養護学校のマンモス化が改善されない

ま、子どもたちは長時間の通学を余儀なくされているのではありませんか。それを端的に示しているのが「文部省の地方教育費調査」です。学校建設・施設整備の改善・老朽化対策等の予算は、盲・聾・養護学校児童生徒一人当たりの支出は10年間の平均で本府は全国39位です。近県の三重県・滋賀県から比較すると、4分1程度とあまりにもお粗末で、ひどい状況といわなければなりません。向日が丘養護学校の児童・生徒の安全を守ることは勿論のこと、学習権を保障する立場からも建て替えは、待ったなしです。

また、教職員の健康破壊も進んでいます、今年の「頰肩腕腰痛検診」では、昨年より悪くなった職員が増えています。頰肩腕症候群を公務災害と認定し、確定した小谷美世子さんの裁判の判決で明らかのように、養護学校は、労働省腰痛予防指針のいう「危険職場」です、こうした環境を一日も放置することは許されません。施設の建て替えと合わせ、教職員の抜本的増員が必要です。教育長の誠意あるご答弁をおねがいします。

わが党は、本議会でもくり返し、舞鶴市と府南部への新たな養護学校の建設を求めてきました。教育長は、「児童・生徒の推移に基づき計画的に整備を進めている。」などの答弁をくりかえしてこられました。教育長、体に重い障害を持つ子どもたちが、往復3時間の通学を余儀なくされているのです。宇治から向日が丘養護学校へバス通学しているA君は、学校に着いたときには唇が紫色になっていると聞きます。先生がマッサージをして体をやわらかくほぐすと唇が赤味を差し、にっこり笑って教室に向かうのです。こんな状態をいつまで続けるのか。人権問題ではないでしょうか。宇治市に養護学校があれば、バス通学の時間ももっと短時間であればA君の生活も、A君の発達ももっと広がるのではないのでしょうか。また、与謝の海養護学校に舞鶴から通学する児童・生徒の中には、超重度の障害で、首が座らず、体温調整も難しい子どもたちも長時間のバス通学を余儀なくされています。

重い障害があっても、その可能性を発見し、より豊かな発達を保障するのが、教育が本来果すべき役割です。教育委員会は児童・生徒の減少という口実で、その役割を放棄しているのではありませんか。

与謝の海養護学校についても開校から30年がたち、暖房用のボイラーが老朽化して、相次ぐ修理でその場しのいでいるものの、室内がなかなか暖まらない、トイレも古く、汚く、臭い状況です。その場しのぎの修理ではどうしようもないところに来ているのではありませんか。また、教室が足りず、クラス編成の都合上、毎年特別教室を移動せざるを得ないということです。

教育行政の第一の仕事は、子どもの教育権を保障するための諸条件を整備・充実することです。向日が丘養護学校の建て替えと舞鶴、京都府南部への養護学校の建設について決断するべきではありませんか。教育長の答弁を求めます。

【教育長】向日が丘養護学校では、児童生徒の生活学習環境を安全で快適なものとするため、冷房設備整備、トイレ、風呂の改修に努め、必要に応じ改修などの措置をしている。

府立学校の施設の整備は、校長を通じ実情を把握し、順次計画的に進める。

教職員配置は、国の定める標準校をもとに、校長から実情を十分聞き、必要な職員数を配置している。

養護学校職員対象とした頰肩腕腰痛検診や、予防体操の講習を行っているが、引き続き健康管理に努める。

養護学校は、98年12月議会での養護学校の充実に関する請願の趣旨をふまえ、ノーマライゼーション社会に配慮し、児童生徒数の推移を見極めながら、長期的視点で考える。

一日も早く高齢者福祉計画の見直しを行い、 市町村と協力して安心できる介護保険の基盤整備を

次に、介護保険について質問します

知事は岩田議員の質問に対し、「目標の達成が、ほぼ見込める状況となってきた」と、答えられました。また、別の議員の質問に、「施設サービスは、ほぼニーズが満たせる見通し」とも答えられました。しかし、特別養護老人ホームの待機者は、現在でも三千人を超え、また、在宅サービスの2000年の介護保険スタート時の充足率は、ショートステイ72.6%、デイ・サービス83.2%、グループホーム12.5%、訪問リハビリテーション73.3%、そして訪問看護が80.1%という状況で、しかも地域で格差が大きく開いています。京都府は9月に配布した「府民だより」で、「だれもが安心して、自分らしく老後を暮らせるように、本人の希望を尊重したサービスが受けられる」と、制度を紹介いたしました。本当にこれで安心できますか。

本府は、「京都府介護保険事業支援計画」を策定し、「京都府高齢者福祉計画」を見直しするとしていますが、厚生省の指導する数値目標は、たとえば特別養護老人ホームなどの、施設サービス量の見込みを、65歳以上人口の概ね3.4%としており、在宅サービスも、必要量の六割程度しか見込んでいないのではありませんか。実態と合わず低すぎます。現に、総務庁は9月24日に、介護を必要とする高齢者対策に関する行政監察結果をまとめ発表しました。総務庁長官は監査の結果、市町村が設定した特別養護老人ホームの整備目標が、実際の入所希望者数より少なすぎる等、実態に見合った介護施設整備が行われていないことが明らかになったとして、需要に即した整備を厚生大臣に勧告をしています。地域の実状に見合ったものとなるように見直すべきと考えますが、お答えください。

このことは、市町村の担当者からは、「これからどうなるのか」、「混乱が起こるのでは」と、心配の声が出ています。ある市では、「特養ホームを、あと一ヶ所建てたいが、圏域でと言われたらどうなるのか」と、心配と悩みを聞かさせていただきました。市町村の計画・要望については、圏域調整を優先するのではなく、市町村の自主性、独立性を尊重し支援すべきと考えます。一日も早く高齢者福祉計画の見直しを行い、市町村と協力して安心できる基盤整備を行うべきです。お答えください。

知事は、「介護保険の給付対象にならない方々に対しては、介護保険とは別に必要なサービスが提供されるよう、国に要望している、国の動向などを踏まえて対応していきたい。」と、これまで同じ答弁をくり返えされました。今日から認定の受付が始まりました。一人一人の顔が見えている市町村では、今の福祉サービスを後退させることは出来ないとしながら、単独事業では財政負担が大きとして苦慮されています。福祉の制度と言うのは、「切り下げることが大変」として、「福祉の制度を作ると、非常に困難になる」と言う知事の姿勢が、市町村の事業そのものを遅らせ、府民に不安を広げることになっているのではありませんか。

あわせて、65歳未満の障害者の方の介護も深刻ですが、その対応もあきらかになっていません。障害者の家庭は、年老いた親が子どもの介護をするという困難を抱えています。介護保険料を払っても給付を受けることができません。

9月26日に開かれた京都府身体障害者福祉大会で、介護保険導入が、「真に心と心が

通い合う暖かい制度の実現」と「障害者ニーズに見合った福祉サービスが十分提供されるよう強く要望する。」とした大会宣言が行われました。本府の障害者基本計画は、計画の数値目標や年次計画が示されていないため、障害者の生活がどのように改善されるのか、明らかになっていません。また、市町村への独自の財政支援や、本府が責任を持つべき事業も明確になっていないもとで、府下市町村で基本計画を策定しているのは22自治体です。策定を進めるためにも、また、計画策定を進めている自治体が事業を実施するためにも、思い切った本府の財政支援が必要です。この事を強く要望しておきます。

【知事】 市町村と連携し、前倒し整備も含め基盤整備に積極的に取り組んできた。今年度中に、市町村の実態調査結果を踏まえ、高齢者保健福祉計画と、介護保険事業支援計画において、必要な介護事業に応えられるサービス見込み量を定める。

長岡京市への府営住宅の建設について

最後に、地元の問題で府営住宅について質問します

長岡京市は、9月13日締め切りで、2軒の市営住宅の空き家募集をおこないました。30倍を超える申し込みです。公営住宅の比率が府下で最も落ち込んでいるのが長岡京市です。京都市をふくめ12市の中で、ただ1市、府営住宅が一戸もありません。地元市議会では党派を超えて府営住宅について質問がされています。議員の質問に市長は、「いつも府営住宅の建設について、議員各位からご質問をいただくたびに、本当に私自身肩身の狭い思いをしています。府営住宅が皆無ということは大変寂しい限りであります。」として、「京都府に要望しているところです。」と答えられています。長岡京市に笹愛住宅を建設してほしいと言う府民の願いに、どのように取り組んでおられるのか、ご答弁願います。以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【土木建築部長】 広域的な住宅需要を視野に入れ、市町村と調整しながら取り組んでいる。長岡京市では、用地選定で地元調整が整わなかったため実現しなかった。乙訓では、大山崎、向日市で254戸の建設をした。

9月府会で行われた、他会派の質問と答弁について、大要をご紹介します。

●代表質問

大橋健（民主・府民連合、福知山市、天田郡、加佐郡） 1999、9、28

英知を絞った予算と評価する。

景気は下げ止まりとなっているが厳しい状況は続く。本府の中期財政見通しによれば、財政再建団体に転落する恐れもある厳しい財政状況だ。苦しさは国も市町村も同様だが、国は赤字国債で補填し、市町村は比較的安定した固定資産税の財源があるが、府県は景気動向が直接影響する法人関係税を自主財源にしており、特に厳しい状況と考える。かつてなく厳しい状況下での今後の財政運営の基本方針についての知事の所見を問う。

【知事】 府税収入の大幅な減収が続く中で、京都府財政は厳しい局面を迎えている。来年度以降400億円から600億円の巨額の終始不足が見込まれ、危機的な状況。府民の安全安心な暮らしに多大な影響となる財政再建団体への転落は何としても避けねばと決意している。現下の厳しい財政状況を一刻も克服し、行財政基盤の安定を図ることが、知事に加せられた緊急かつ最大の責任。そのためには躊躇せず、行財政全般にわたる抜本的な改革に取り組むことが必要。

不況、雇用対策や、小子高齢化社会への対応などの府民生活の安定向上に直結する緊急の重要課題に配慮しながら、現存の事務事業の総点検を行いまして、簡素で効率的な行政システム確立へ全力を挙げて取り組む。

雇用失業問題について

【大橋】 雇用問題は緊急の重要課題。同時に小子高齢化の急速な進行で、条らいの労働人口の大幅現象も予想され、中長期的な取り組みが急務。知事の全朝敵名対策、「行労使対策会議」の設置などが議員団は評価しているが、今回国の特別交付金を活用した補正予算、基金条例が提案されており、期待する。雇用・失業問題への取り組みの基本方針及び、実効ある具体的な雇用創出対策について知事の所見を問う。

【知事】 当初予算でも2000億円を越える不況雇用対策関連予算を計上し、府政の最重要課題として取り組んでいる。当面の緊急対策としては、中高年の非自発的離職者、学卒未就職者を重点に就職誌炎のための雇用情報提供、木目細かな職業相談、中小企業人材確保推進員を活用した求人開拓、離職者向けOA講座などに取り組んでいるが、緊急地域雇用特別交付金を最大限に活用し、雇用就業機会の創出を推進したい。中長期的には、産業構造雇用構造の変化に対応した対策が必要で、新規成長産業分野の振興や基礎産業の高度化等による新たな雇用の創出や、労働力需給のミスマッチの解消を図るための、職業能力開発、女性や高齢者の雇用促進のための仕事と家庭の両立支援や65歳までの雇用確保が重要。雇用失業情勢の動向や国の総合的な対策に呼応し、府として実施できる事業は積極化間に実施する姿勢にたち、全力で取り組む。

介護保険について

介護保険は、世紀の大改革であり、種々の克服すべき問題点があるが、「あら」をさがし足を引っ張り反対することを主眼に置くのではなく、「長生きしてよかった」と実感できる制度にすべきと考える。次の諸点について伺う。

・申請方法などが理解されていない。「要介護認定事務処理マニュアル」を、広報啓蒙活動に活用すべき。

- ・介護支援専門員の量的確保と共に、資質向上のため、国の養成研修を修了した支援専門員へ積極的に対応すべき。
- ・介護サービスの情報を府民は入手しにくい、提供事業者の情報を積極的に公開を。
- ・7月23日発表の16年度までの介護サービス提供見込み量は、地域間格差はあるが、全体として不足する数字だ。その後状況も変化しており、現在の状況は、また、介護保険制度成功のため、苦情処理体制など、今後どのように取り組むか。
- ・保険料は最終的にどのようになるのか。見通しは。

【知事】 府としては、今週から始まる要介護認定の円滑な実施について、介護認定審査会の設置など万全の準備に努めているところであります。

要介護認定事務マニュアルは、地方振興局や府税務所に備え付けるなど、その活用にたい。

介護支援専門員の資質の向上、最新の知識や技術習得のため、市町村や関係団体と連携して継続的に研修を実施したい。

介護サービス提供事業者の情報公開については、市町村や各地域振興局にサービス事業者台帳を備付けるなど、介護支援専門員をはじめ、府民の利便をはかるとともに、京都府と京都スカイセンターのインターネットのホームページに掲載してたい。

介護サービスの見込み量は、平成12年度の時点で、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスは、必要量のおおむね7～8割程度、施設サービスは、ほぼニーズが満たせるとの見通し。増加が見込まれる今後の介護事業については、市町村とも相談しながら、具体的な基盤整備のための方策を検討したい。

また苦情につきましては、10月初旬を目処に相談苦情対応マニュアルを策定中。マニュアルも活用しながら、市町村等の窓口において適切な対応につとめる。

交通網の整備について

【大橋】 道路整備を知事は着実に前進させてきたが、京都縦貫自動車道の残区間の早期完成と、府道「談、夜久野線ゆずり峠」など通行不能の解消、迂回路整備も重要。厳しい財政だが、12年度は4府総最終年度。重要かつ要望のある道路網整備を着実に進める知事の所見を伺う。

JRの奈良線、山陰本線二条～花園間など進行中の事業や計画中的各鉄道整備の進捗と今後の見通しはどうか。鉄道は乗客の利用促進が大切。スピードアップなど利便性向上が求められるが、山陰本線複線区間の延長の取り組みの状況と今後の見通しは。

【知事】 道路は重要な社会基盤施設。骨格になる京都縦貫自動車道の整備はもちろん、地域の連携強化に欠かせない道路や、渋滞解消など体系的整備に努めてきた。今後も厳しい財政下だが、財源確保とコスト縮減に努め効率的効果的事業執行で、計画的かつ着実に整備を進める。

鉄道整備だが、現在進行中の事業は、平成13年春の完成めざしほぼ順調な進捗。片町線高速化輸送力増強、京都市営地下鉄東西線延伸も本年10月着工予定。山陰本線京都園部間の複線化は、段階的整備が必須。沿線市町と連携はかり検討を進めているが、鉄道事業者の投資採算性の確保と整備法策が大きな課題。今後JR西日本とも引き続き検討を進め、強く要請を続け、早期実現をめざす。

市町村合併について

【大橋】 自治省は市町村合併の促進についての指針をさる8月通知し、都道府県に、来年中に「市町村合併の推進についての要綱」の制定を要請している。現在の情勢をふまえた知事の所見を伺う。

【知事】 地方分権が実行段階になり行財政基盤の充実強化は重要。その観点から合併は

重要な課題と認識しているが、合併は、市町村が住民や地域に密着した基礎的公共団体であると言う基本的な性格を踏まえることが重要。地方自治の根幹に関わる問題であり、市町村や住民の自主性、主体性を基本として議論が高まることが何よりも大切。

今、市町村は、介護保険の実施主体者として全エネルギーをそこに投入しており、そこに町村合併と平行していろいろ問題が出ますと、二兎を負うものは一兎も得ずとなり、両方共に問題をおこしてしまう。私は先ず、介護保険を立派に円滑に実施し、その運営の中から、サービスの違いなど身近な問題として住民の中にてきて、住民から起こってきた合併論が論じられてはじめて本当の合併ができる。

地方分権の受け皿として合併問題が出ているが、もともと地方分権と言うものは、各地方自治体がそれぞれの特性や多様性を尊重して独自の自助自立やっていくという流れの中での地方分権であり、それを画一化したり、護送船団形式でとにかく画一的に大きくしてしまえというのは、その流れから見るとどうかなと思う点もある。

その上、税、財政など大きな問題が未解決。また、府県と市町村の間の事務の配分問題も未解決。その辺見据えて対応してほしいと言うのが本音・本意。全国町村会も2回反対決議をしている。当事者の町村が納得していないのに、なぜ慌ててこれを進めるのか、全国知事会でも自説を自治省に申している。

私は、理念的に反対しているわけではなく、手順、時期についてももう少し突っ込んだ議論が必要と言っておるのであり、もし、今直ちに合併気運が醸成し、やりたいと言う市町村が下にあればよろこんでお手伝いしたい。

有害鳥獣対策について

【大橋】 有害鳥獣被害は、福・天・加佐の各議会でもくりかえし取り上げている重大問題。平成10年度の農林業の被害額は7億9400万円。農林業者の経済的、物資的だけでなく、生産意欲をも失わせる。早急な対策が必要。次の点を伺う。

- ・有害獣の増加と被害拡大の原因を、どう観測し、把握、分析しているか。
- ・防除対策について今後どう強化するか。
- ・鳥獣捕獲許可権原画市長村に委譲されるが、この市町村では対応は困難。府の指導で府内関係市町村、隣接府県との連携が必要。農林業の振興のため、関係府民の要望に応え対策を積極的に。

【知事】 増加の原因は、農地と山林の中間地帯である里山に人が入らなくなり、人間と野生鳥獣を隔てる緩衝帯としての役割が低下したことや、近年大雪が少なく、冬期死亡率が低下したこと。良好な栄養状態で、鹿の妊娠年齢が下がり繁殖力が高まっていることが考えられる。

被害が拡大している地域を中心に、侵入防止効果を高める技術的アドバイスを強めるなど更なる対策の推進に努める。

市町村に権限の大半が委譲されることにより、地元の経験や知見が効果的駆除が行われると期待している。広域的連携については、来年夏をメドに策定する特定鳥獣保護管理計画の中で固体数管理の目標を定め、同時に駆除の取り組みを十分な連携の下で積極的に進めて行きたい。

舞鶴港和田ふ頭の整備について

【大橋】 運輸省が、「和田ふ頭の整備規模を見直す決定」をしたとの報道があるが、事実関係を明らかにし、今後の整備計画への取り組みへの所見を伺う。

【知事】 舞鶴港は、環日本海時代における近畿地方の日本海側唯一の門戸港として、また北部地域の開発の拠点として開発が期待されており、中でも、和田ふ頭は、14メートルの大水深岸壁を有し、船舶の大型化、コンテナ化になくはならない施設で、地元の期待

に応えその整備に重点的に取り組んでいる。

運輸省の再評価の報道には大変驚いたが、運輸省から文書を頂き、「今後の社会経済情勢などを見極め、段階的に整備を進めていくこととし、港湾計画の見直しや施設規模の縮小と言ったことではないとの再評価結果の説明を、第三港湾建設局長自身がこられ、直接説明を受けた。

府の公共事業再評価委員会においても同様の評価を頂いていたものであり、ずさんな再評価と言ったものでは決してないものとする。

したがって、今後とも府北部地域の発展に大きく寄与する舞鶴港の整備に、地元市と協力し全力で取り組む所存。

結核について

【大橋】 平成9年の新規発生結核患者が38年ぶりに増加に転じ、罹患率も43年ぶりに増加した。7月には厚生省が「結核非常事態宣言」を出し、早急な対策が必要。知事の所見を伺う。

- ・府内の結核患者、死亡者数は、
- ・厚生省の宣言を受けた府の具体的対策は、
- ・各種耐性菌感染症の発生状況と対策は

本府の学校での集団感染とその対策について教育長に伺う。

【知事】 府民への正しい知識の普及や医療関係者などへの注意喚起が極めて重要。府として、国の宣言を受け、医療福祉関係団体などに結核問題への再認識をされるよう周知をするとともに、結核予防週間において府独自に各保健所での健康相談、無料検診、街頭啓発を実施したい策の一層の強化をはかっている。

京都市を除く、府内の平成10年の新登録患者は、439人と2年連続増加、その内70歳以上が36%。死亡者は20人となっている。集団感染は、ここ5年で2件の発生がある。

薬剤耐性感染症発生状況は、届け出が必要なMRSA感染症など4感染症は、8月までに30件となっている。

国は平成9年に、薬剤耐性菌対策に関し院内感染防止などを柱とした報告書が取りまとめられ、その内容について、医療機関などへの周知徹底をはかった。

【教育長】 府内の公立学校の結核集団感染は平成3年度以降ない。本年、6名の生徒が予防的投薬を受け。油断できない。国の「宣言」を受け、府立学校長と市町村教育委員会に直ちに厳重な注意喚起を行うと共に、学校における定期健康診断と事後措置の適切実施、医療機関での早期受診指導など具体的対応策を示した。市町村教育委員会、医療機関と協力し、学校における結核予防などの取り組みを一層進める。

清水鴻一郎（自民・伏見区）99.9.28

1、行財政改革について

「行財政システム21推進本部」を中心として、今日まで取り組まれてきた行財政改革のとりくみの成果ならびに今後の課題について。**【知事】** 取り組みの端緒として、京都府財政の中期的な見通しを試算し、明らかにした。この見通しの公表とあわせて、まず三役が、給与等の削減を行なうこととし、6月府議会で承認していただいた。また、まず内部管理経費の一層の削減に取り組んでいかなければならない。このため、今議会においては、管理職手当等削減を行なうとともに、職員の年齢構成の是正や退職手当の平準化

等をはかることにより、将来における人件費の増加を抑制するために、40歳以上の職員を対象とした定年前早期退職者の退職手当について、特例措置を講じることとし、必要な条例案等提案している。今後とも、聖域なきさらなる削減策についても検討する必要がある。

【清水】 日常的な節減努力として、今後どのような取り組みを予定しているのか。**【知事】** この10月からは、庁内LANを利用して、法令、条例等のデータベース化をはかることにより、経費の大幅な節減にあわせて、一層の事務の省力化に努めることとしている。

【清水】 内部努力、特に組織・人員の適正化にむけた現在までの見直しの状況と今後の取り組みの基本方針について。**【知事】** 平成7年の行政改革の取り組みによって、成果をあげてきているところ。残された課題となっている、地方振興局などの再編については、見直しの第一段階として、管理部門の統合による、より高次的な総合行政を推進するために、来年4月を目途に、振興局、保健所、土木事務所を統合し、総合振興局化をはかることとしている。さらに、所管エリアの広域化についても、見直しの次の大きな課題として検討を進めていかなければならない。その他、農業改良普及センターや試験研究機関等についても、第二次の新しい行政推進大綱に掲げた方向に沿って、統合・再編を着実に進めていきたい。定数の見直しについては、すでに平成7年度から10年度までの4年間で、740人の削減実績をあげ、さらに大綱に掲げた1300人の削減についても、組織の再編や事務事業の見直しなどを推進し、計画の前倒しも含め、積極的な定数削減に努めていく。

【清水】 今後、事務事業の見直しを進めるにあたって、どのような基本的な考え方で進むのか。所見と決意を伺いたい。**【知事】** 直接府民生活に影響がおよぶような施策については、府民の理解が得られるよう、最大限の努力を払うことは当然。そのためにも、今後、府議会の意向や府民の意見を十分に踏まえて、時代にそぐわなくなった施策や事業効果が薄れている施策などについて、積極的に廃止・見直しなどの措置を講じるとともに、不況・雇用対策、高齢少子化対策をはじめとする緊急に取り組むべき課題や21世紀にふさわしい京都府づくりにつながる施策などについては、重点的に取り組み、時代の流れにそくした施策体系の構築を進めたい。

2、雇用対策について

京都府において、緊急雇用特別対策事業に対してどういった検討がなされ、どういう方針で取り組もうとしておられるのか。また、この事業による雇用創出効果の見通しをどのように考えておられるのか。さらに、京都府労使雇用創出・対策会議においては、どのような検討がなされてきたのか

【知事】 事業の実施に当たっては、雇用創出効果の高い事業を優先するとともに、地域の雇用失業情勢に適切に対応するために、京都府に配分された42億2千万円の交付金のうち、約30億円を市町村の重点配分する。また西陣織や友禅など伝統産業が多い京都の地域特性に的確に対応した事業を実施する。さらに京都府労使雇用創出・対策会議において、労働団体や経済関係団体からのご意見、ご提案を踏まえながら、検討を進めてきたところ。この中でISOの認証取得や新技術対応などの分野で人材不足に悩む中小企業において技

術を有する離職者をアドバイザーとして活用することや...の方々の職後能力開発などの提案があり、実施にむけて検討を進めてきた。これらの事業による雇用効果としては、3年間でのべ約39万人の雇用創出を目指していきたい。平成11年度の具体的な事業としては市町村へ7億5千万円補助するとともに、京都府では伝統産業、道路・河川・森林等の環境美化など2億5千万円の事業を実施する。今後とも経済、雇用の動向に十分目をくばり、国の緊急雇用対策も活用しながら、全庁あげて、全力で雇用の安定創出に取り組んでいきたい。

3、情報公開制度について

情報公開制度運用後10年余りを振り返り、今日までの取り組みやその成果を、どのように総括されているのか。**【知事】** 積極的な情報提供に努めるとともに、公開請求については社会情勢や司法判断に応じて、公開範囲を拡大してきた。条例の目的でもある府民参加のひらかれた府政の推進がはかられてきたと考えている。

【清水】 情報公開法の成立を契機に、本府情報公開条例に規定する対象文書を拡大すべきと考えるがいかがか。**【知事】** 情報化の進展に伴い、電磁的記録を対象文書に加えるなど、条例の改正内容を鋭意検討しているところだが、今後予定されている関係政省令の制定を待って、有識者の意見も聞いて的確に対応していきたい。

【清水】 府内市町村の情報公開の現状について、府としてどのように考えておられるのか。**【知事】** 情報公開制度の必要性を踏まえて、条例の制定など早期の対応を要請していき、引き続きその趣旨の徹底をはかっていきたい。

【清水】 21世紀の地方分権時代における、本府情報公開制度の基本的な運営方針について、知事の所見を伺いたい。**【知事】** 府政にかせられた説明責任を果たせるよう、時代にそくした各種の媒体を活用し、府民が必要とする情報をわかりやすい形で提供することが、より一層必要と考える。府政の透明性を高めながら、さらに府民にひらかれた府政の推進に努めていきたい。

4、介護保険について

介護支援専門員資格取得後の研修については、医師会の協力を得て、地区医師会単位で訪問調査員の現地研修を行なうべきと考えるがどうか。**【知事】** 研修の実施方法については、訪問調査員の資質を高めるために、実践的な研修が重要と認識しているので、今後、市町村や関係団体のご意見も伺いながら検討していきたい。

【清水】 介護保険の根幹にかかわる訪問調査を医療系と福祉系の2人の介護支援専門員で実施させるよう、市町村を指導するとともに、財政支援すべきと考えるが知事の所見を伺いたい。**【知事】** 訪問調査の実施にあたっては、京都府が策定した「要介護認定事務処理マニュアル」において、申請者の心身の状況等に応じて、市町村の判断により、異なる職種の調査員による調査ができる旨、定めている。なお、調査に要する費用につきましては、国の助成対象とされることとなっている。

【清水】 府内市町村には、居宅介護支援事業者のうち、申請代行のサービスをすでに提供している事業者に対しては、訪問調査を依頼しないよう指導すべきと考えるが知事の見

解を伺いたい。**【知事】** 訪問調査の委託事業者の選定については、市町村の判断により、行われることとされているが、公平公正な要介護認定を実施する上で、訪問調査の中立性を確保することは大変重要。調査に際し、介護サービスの勧誘などの不適切な行為が行なわれないよう、市町村を通じ、指導している。

【清水】 京都においても、医療・保健・福祉分野の学識経験者による第三者評価機構を設立し、中学校区に一つ程度の割合で、地域ケアネットワークを設置して、チェックしていくのが、現実的と考えるが知事の見解を伺いたい。

現在行なっている「特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価委員会」は、介護保険導入後も継続されるのか。また、これまでの評価結果開示についていかがか。**【知事】**

(これまで)在宅サービスや特別養護老人ホームおよび老人保健施設にかかるサービスの評価の事業を実施してきた。市町村や関係の施設に対し、評価結果を提供することによりサービスの質の向上に寄与していると考えている。国の動向を踏まえ、これまでの評価事業のあり方を含め、必要な検討を進めていきたい。

【清水】 家族が介護者としての条件を満たしていれば、家族が望むだけ十分介護できるよう、家族介護時間の緩和を国に働きかけるべきと考えるがいかがか。また、現行の中で、府内市町村長に家族介護を積極的に認めるよう、指導すべきと考えるが知事の見解を伺いたい。**【知事】** いろいろ指摘された問題点については、十分頭において対応していきたいと思うが、京都としては家族介護への対応は、市町村の意見や介護保険の実施状況を見ながら、国への要望など必要な対応をしていきたい。

【清水】 早急に理学療法士ならびに作業療法士の人材確保について、抜本的な対策を求めるが知事の見解を伺いたい。**【知事】** 府内の医療機関や市町村において必要な人材が確保できるよう、就学資金の貸与を行なっている。国の動向を注視していきたい。

いずれにしても、議員から提案されたことを十分に踏まえ、公平公正な介護保険制度の運用がはかれるよう万全を期していきたい。

【清水】 介護保険の恩恵を受けない高齢者に対する保健福祉政策が、後退することなく、以前にも増して充実するよう京都府ならびに市町村各位に強く要望する

5、少子化問題について

早急に、南山城・相楽医療圏における周産期母子医療体制の整備について抜本的な対策を講ずるべきと考えるがいかがか、知事の考えを伺いたい

【知事】 平成10年度の公立山城病院に引き続き、平成11年度には、南山城医療圏の宇治市内の病院で計画されている周産期母子医療施設の整備に対し、助成を行なうこととしている。

6、警察の綱紀粛正について

全警察職員の士気高揚に向けての努力について。また押収品の管理上の問題について警察本部長の考えを伺いたい。

【警察本部長】 幹部による的確な業務管理や職員個々の能力技術の向上にむけたより具体的かつ効果的な実践的指導を強化して、職員の士気を高め、仕事で成果をあげるべく努

力をしているところ。また、勤務関係の面においても、風通しの良い職場環境づくりのために意見交換の場の拡大、提案制度の活性化、公平な実績評価、適時適切な表彰等の信賞必罰の徹底に努めているところで、今後とも職員の士気高揚のために一層努力していく。

次に、押収品の管理体制については、内部規定により厳格に規定されているが、今回の不祥事案に関しては、一部のものに証拠品の保管管理に対する認識の甘さがあり、その取り扱い等に適切を欠いていた点が認められるところから、現在、鋭意捜査を継続する中で、真相の解明に努めている。いずれにしても、証拠品の保管管理については、内部規定を確実に守らせることはもとより、厳しい認識を持って取り扱い等の適性を確保するように、さらに指導を徹底するとともに、特に規制薬物、銃器等の禁制品の押収物については、警察本部による直接的な点検指導を強化し、厳格な保管管理を徹底する方針なので、理解いただくようお願いしたい。

7、府立医科大学伏見診療所の跡地利用について

【清水】 京都市などから要請があった場合には、その趣旨を十分尊重され、府市協調で、府立医科大学伏見診療所の跡地に、伏見区総合庁舎建設を実現していただくよう心から強く要望する。

細井拓一（新政会、宮津市・与謝郡）1999、9、29

1 財政問題 (①98年度決算の所見、②99年度府税収入見通し、③人件費削減・第2次行革大綱の前倒し、④起債の有効活用、「公共事業イコール無駄」と言わんばかりの共産党の主張はけしからん。公共事業はストックとして考えるべき。企業会計的分析の取り組み)

【知事】 ①法人2税の60億円減収、義務的経費増などのなかで、必要な施策はした。実質収支はかるうじて黒字だが、単年度収支は5億円の赤字となった。②法人2税の8月末実績は前年度比24.4%減、府税全体も12.4%減で、今回50億円減額補正を提案、依然としてきびしい。③平成10年のラスパイレス指数は102.1、全国は103.3、全国42から44位。「革新府政」の52年は107.1、19位、人件費の構成比は51.3%、平成10年は34%、まず内部経費削減、管理職手当カットを提案、今後さらに人件費削減をする。1300人削減を決めた計画の前倒しも含めて取り組む。④有利な起債を活用し、社会資本整備をすすめ、福祉・保健・教育施策もすすめる。⑤複式簿記によるバランスシートの研究をしてきた。事務的試算はまとまった。自治省が検討しているのでそれもみながら検討する。共産党が「借金ばかりして公共事業ばかりやっている」と宣伝しているのは、府民を惑わすものだ。

2 介護保険 (①介護サービス事業者指定、②介護支援専門員の確保、③保険対象外者への救済措置、認定に対する不服への府の指導助言)

【知事】 ①これまでに900を超える事業所を指定、大半は医療法人と社会福祉法人、JAなどの民間は2割。②今年度中に3600人の養成ができ、必要な人数は確保できる見込み。③配食や寝具乾燥サービスなどを国に働きかけてきた。市町村とともに必要な検討をする。④相談対応マニュアルを作成中。

3 農業問題 (①新農業基本法の評価、②日本型食生活、③中山間地域直接支払

制度の活用、④京のブランド野菜)

【知事】 ①食料の安定供給などを柱とした 21 世紀を展望した新しい農政体系が示されたものと評価している。②食糧自給率向上に貢献、健康、食文化などにも重要。③市町村と連携して対応。特に集落の機能を維持活用する集落協定など地域ぐるみの活動を重視する。④京の伝統野菜の出荷額は 20 億円に達している。京都の農家収入の減が近畿のなかで少ないのは府の取り組みの成果。今後施設園芸を中心に産地づくりをいっそうすすめたい。

4 教育問題 (①中高一貫教育、②子供たちの介護体験・学習)

【教育長】 ①今年度、舞鶴と乙訓地域のそれぞれ府立高校 1 校と中学 2 校の計 6 項が文部省の研究指定を受け、中高の連携等の研究をすすめている。舞鶴地域では系統的な学習指導のあり方、乙訓地域では合同行事や部活動、授業での交流の方法等の研究に取り組んでおり、その成果・課題は中高一貫教育研究会議に報告することとしている。導入は、幅広い議論が必要。②多くの小中高校で特別活動等を利用してボランティア活動として福祉施設などを訪問して高齢者や障害者への理解を深めている。特に福祉学科を設置している西宇治高校、園部高校、久美浜高校では介護実習等をカリキュラムに位置づけている。久美浜高校は総合学科設置時に介護福祉士国家試験の受験資格が得られるカリキュラムを準備し、今年度ホームヘルパー 2 級課程の養成期間として府から認定された。

5 道路問題 (①道路特定財源の地方配分の制度改正、②京都縦貫自動車道宮津綾部道路、③鳥取豊岡宮津道路、④養老伊根バイパス、⑤加悦、野田川から兵庫県への府道の整備—要望)

【知事】 ①地方の道路整備財源を充実すべきという意見は私も同感。いままでも要望してきたし、今後もする。②宮津綾部道路は約 36%の進捗で、平成 14 年度内の完成をめざしている。③宮津野田川間は用地取得に取り組み中、宮津北地区は約 60%完了、残りの須津地区は用地単価の提示を終え契約の準備に取り組んでいる。④府道久僧伊根線までの宮津側 2.3 キロは来年中に供用がはかられるよう工事をすすめたい。

6 医療不足地域の医療対策 (①解消への具体策、②与謝の海病院の診療体制強化・人工透析・待ち時間解消、③包括外部監査の活用、④遠隔医療システム—要望)

【知事】 ①自治医科大学での医師の養成やへき地中核病院への運営助成、療養型病床群へのベッドの増床などの施設整備に対する財政支援をしており、ひきつづきこの支援をしていく。②診療時間帯の拡充の検討をしている。今年 2 月に透析装置の効率的運用をはかり、近く、透析液の自動供給装置を近く配備する。今年 6 月に内科系診療目で予約診療を本格実施、調剤手順の工夫などで待ち時間の短縮をはかっている。③府立の病院と財政問題での監査をしているが、結果を病院経営や財政運営に生かしたい。

7 織物振興

【知事】 今年度当初で「丹後産地活性化基金」につづき、今回、西陣や京友禅などを対象として活性化基金を提案している。新しいデザインによる商品開発や精錬課程で生じた絹セリシンの活用研究などもしている。当面の緊急雇用対策もしたい。

8 風力発電 (①風況調査・事業化、②観光資源活用)

【知事】 ①昨年秋、伊根町太鼓山で風況調査を開始して以来、期待していた。今年8月までのデータでは毎秒5.5メートルの風速を観測し、事業化の目安の5メートルを超えた。事業計画の調査を今回提案している。よい結果が出れば来年度以降事業化したい。②できれば観光資源となるので、他の観光施設と有機的に結びつくことによって活性化に役立つと考えている。

9 全国豊かな海づくり大会一要望

近藤永太郎（自民・西京区）1999、9、29

1) 新しい総合計画づくりについて

①新しい総合計画策定に当たっての基本的考えは②京都市の構想と齟齬をきたさないよう十分調整を（要望）。【知事】①4府総までの成果を踏まえ、いままで建設してきた社会資本などを駆使して、生活福祉、産業の向上や地域の発展に活用させていき、京都府と府民、市町村、国党がそれぞれの責任と分担をもとに共同連携して、個性豊かで魅力ある京都府を築いていくための府政の基本指針となる新しい総合計画を策定していく。②計画の策定にあたっては、審議会委員の世代、男女のバランスなどを配慮し、府民から直接意見を聞くなど、府民参加の取り組みをおこなうとともに、地方分権など時代の変化や京都市の計画との整合性を図るなど、府内市町村の意向など地域の実状を踏まえながらすすみたい。府域の南北縦貫軸等の基盤整備にも取り組むことを基本として総合開発審議会で審議をお願いしている。本年末には中間案をまとめ、府民のご意見をいただたい上、地球時代にふさわしい京都ビジョンを提示したい。

2) 不況対策と京都産業の活性化について

①繊維産業について一層の振興を図ること②大型店進出で商店街を取り巻く環境は厳しい。府内商店街の活性化に向けた取り組みは。【知事】財団法人京都和装産業振興財団に西陣織、京友禅等産地活性化基金50億円を創設、その運用益と補助金をあわせて毎年、約1億円の助成をおこな胃、新商品の開発、観光などと連携した産地作り事業を支援していく。緊急雇用特別対策事業の一環として京都市と共同で職人さんに染め織り、工芸作品を制作してもらい、働く機会を作りたい。進め方については業界の意見を聞きながら、京都市と固めていく。②今年6月、府内で始めて菌部町に中心市街地活性化法に基づいて商店街と公園や街路などを一体的に整備し、賑わいを取り戻すための基本計画が作成されるなど気運が高まっている。西陣地域の5つの商店街が連携して取り組む高齢者など人にやさしい「西陣あったか商店街づくり事業」がすすめられている。来年6月、従来の大店法にかわって大規模小売店舗立地法画施行されるが、京都府としては「まちづくり3法関連事業」なども活用しながら、京都市、市町村と連携し、商店街の活性化に支援をする。

3) 少子化対策について

①家庭づくりに支援を②本府における待機乳幼児の状況③少子化対策臨時交付金を活用して、どのような少子化対策に取り組むのか。【知事】①市町村の実施している乳児保育や延長保育などへの支援に努めてきた。府内の保育所待機率は平成10年4月現在、全国平均の2・3%に比べ、0・7%と低い水準。今後とも待機児童の解消に向けて、市町村と連携し、いっそうの支援に努める。②福祉や教育、警察など関係する機関が協力し、子

育てを支援する広報紙の発行、フォーラムの開催など総合的な広報啓発事業の予算を今議会にお願いしている。市町村においては、保育所の増改築、乳幼児の保育環境の改善、子育て支援計画の策定など実状に応じた事業が検討されている。

4) 教育問題について

親が子どもを育てることに幸福感を感じられるような家庭づくりの支援など(子育て、教育論)。

5) 京都市立医科大学及び付属病院について

①付属病院の高度な医療を提供する取り組み。特に診療科の再編成の取り組み内容は②付属病院のどのゆな経営改善に取り組んでいるのか③府立医科大学の整備計画は。

【知事】①内科および外科の診療科の再編成を進めている。診療科名を臓器別、疾病別再編することにより、患者さんにわかりやすくする表示するだけでなく、診療機能を専門別に構成することによって、今日の高度化する医療に的確に対応して、効率的な医療サービスを提供する体制を整えようとするもの。9月より外科部門を再編成し、消化器外科など5つの診療科の外来診療棟を開始。ひきつづき内科部門の再編成について12月開始に向けて取り組みをすすめている。②空きベッドを最大限なくす病床利用の活性化による診療収入の増加や、コスト削減をはかって繰り出し金の縮減に努めてきた。診療のみならず教育や研究の場であることも考慮しながら、引き続きコスト削減を図るなど計画的効率的な運営をはかり、経営改善に努める。付属病院も外来診療棟の整備については、医療の進展や患者の利便性を確保する観点からも、将来の重要な課題と考えている。

● 一般質問

澤照美(公明、左京区) 1999、9、30

介護保険について

- 1、介護認定審査会は、十分に適正な審査が可能か
- 2、利用者への情報提供が必要だが、指定業者に対し情報開示内容の基準を示し、利用者の選択を可能にするための取り組みはどうか
- 3、苦情処理にあたる介護支援専門員はサービス事業者側に属するが、利用者の立場に立った対応が保証されるべき
- 4、介護の担い手の仲間作りへの取り組みは

【保健福祉部長】

- 1、公平、公正、円滑な運営は、制度の信頼性確保に極めて重要。審査会委員への研修実施、要介護認定事務処理マニュアル策定などした。事前送付を委員に行うなどし、事例に応じて、十分な審査をしていただく。
- 2、国の基準に従い、事業者自身が適切な開示を行うよう指導する。利用者の利便をはかるため、各種情報をインターネットホームページ等により提供する。
- 3、苦情処理、専門員の適切な対処が重要。専門員要請研修で、苦情処理に際しての心構えの徹底と、公正・中立の立場を順守するよう強く指導する。
- 4、市町村実施の「介護者の集い」などに、従来から助成してきた。介護者支援の取り組みは介護者の精神的負担を軽減するうえで重要、京都府高齢者支援計画に盛り込んでいく。

小子化対策について

小子化対策臨時特別交付金に関する市町村の申請内容は

有効活用を市町村に指導を（要望）

特別交付金対象事業に、チャイルドシート貸与事業が認められるが、市町村が貸与事業に取り組む様支援を

チャイルドシートの正しい装着の啓発を徹底すべき（要望）

【知事】 特別交付金対象事業効果的活動を助言してきた。約半数から申請が出され、保育所の増改築、設備の充実、子育て支援計画の策定などの事業が検討されている。

チャイルドシート普及事業が対象となることを市町村に周知した。シートの普及は、地域の実情に応じた各種普及事業が検討されている。関係機関、団体と役割を分担し、連携し、チャイルドシートの普及に務める。

林田洋（自民、上京区）1999、9、30

1 西陣対策（①産地全体の活力低下と職人の雇用確保が緊急課題となっている

西陣の和装振興対策、②西陣SOHOプロジェクトの取り組み）

〔商工部長〕①10月22日からの「西陣夢まつり」や、11月2日からの「西陣織東京店」の開催などに積極的に支援している。地球温暖化防止京都会議を契機に、地球環境をテーマにしたデザインを一般公募して開発されたネクタイが、この秋から新商品として百貨店で販売されることとなるなど、時代に見合った取り組みもすすめられてきている。

さらに今後、西陣織・京友禅等産地活性化基金を活用し、観光とのタイアップや、新分野進出などの取り組みに対し、支援したい。また、緊急雇用創出事業として、染織工芸作品の製作をおこなうこととしており、十数工程にものぼる分業によってできあがる西陣織の特色を踏まえつつ、すべての工程に携わる職人さんに技を発揮していただけるよう、産地のみなさん方のご意見もよくお聞きしながら、京都市とも協調しながらすすめてまいりたい。

②西陣の伝統的な技術やデザイン、街屋・街並みなどを活用して、マルチメディアなどの新しい産業を導入するため、情報発信や双方体験イベントの開催などの取り組みをすすめてきた。その結果、先般、京都府も支援して、西陣の織物業者やボランティアグループなどの協力により、空き街屋の貸し手とベンチャー企業や芸術家などの借り手を結びつける「街屋クラブネットワーク」が発足したところで、これまでに8軒の街屋への入居があったと伺っている。今後は、京都、大阪はもとより、ベンチャー企業などが多い東京において、誘致活動を展開するなど、地元と連携・協力しながら、西陣への新しい産業の導入をはかり、和装・織物業の活性化とあいまって、西陣産地の新たな発展につなげてまいりたい。

2 京都迎賓館（早期完成を望む。①進捗状況、事業計画、完成の見通し、②京都の伝統技術・産品の活用、地元の活用）

〔知事〕①議員各位、多くの府民の理解と支援により、着々と事業が進められており、実施設計は今年度中に完成し、建設予定地の埋蔵文化財調査も計画どおり来年12月頃には

ほぼ完了の見込みと聞いている。これを受けて来年度から、大径木の移植や建設予定地の整地など工事の段階に入る計画である。引き続き平成13年度からは本体建設工事に入り、早期完成がされるよう国に強く要望していく。

設計の基本的骨子については、施設の外観、内部とも、日本的空間を実感できるものとする事となっており、辻塀と豊かな樹木、平屋での街屋の外観は隣接する御所との調和に配慮した格調あるもの。「御所にホテルを建てる」などという悪宣伝をする者は、市民を惑わす、ためにする論であると思う。

②また、中央に日本庭園を大きくとった施設配置は、美しい京都の自然や四季の変化を建物に取り込もうとする日本建築の基本に沿ったものであり、各部屋の内装や調度には京都に関係深いわが国伝統の技術、デザイン、素材などを極力採り入れることもされている。。京都が誇る和の文化の活用と発進については、京都迎賓館がこれらを総合的に展開できる場であることは、指摘のとおりで、迎賓館建設における和の表現のために、京都が保有する伝統の技術や産品が広く活用されるよう、これまでも国に繰り返し要望してきた。

また、国公賓の接遇にとどまらず、一般の方々にも迎賓館において、京都文化の奥深い魅力に触れていただけるよう、国にはこれまでも公開性を高めた運営をお願いしており、地元としても、府の有する美術工芸品の展示をはじめ、自主的な事業を幅広く検討していきたい。

3 障害児教育（盲・聾・養護学校高等部卒業生の進路状況、進路開拓）

[教育長]平成10年度卒業生の進路状況は、専修学校等15%、就職33%、福祉的就労を含む社会福祉施設等43%、その他在宅等が9%。企業への就職については、職業生活に必要な能力育成や職安との連携での新たな就職開拓に努めている。その結果、福祉やサービス業への就職が広がっている。また、コンピューター機器の活用など職業教育の充実や、「ふれあい・心のステーション」などを通じて、企業関係者や府民の幅広い理解を得るなかで適切な進路が実現できるよう引き続き努力する。

武田祥夫（民主・府民連合、北区）1999、9、30

1 財政再建と地方分権（①民間でできる事業の委託、事務事業評価システムによる効率化、②今後の収支不足の解消策、③職員定数削減）

[知事] ①徹底した内部改革を断行したうえで、府民の理解協力を得て事務事業の見直しに取り組むことが必要。見直しにあたっては、民間と行政の役割分担に十分考慮しながら、事務事業の客観的評価も踏まえ、時代の流れに即し、メリハリのきいた施策展開が可能となるようつとめる。②現下の厳しい財政状況は、不況や現行地方税財政制度の仕組みによるところが大きく、地方分権を裏付ける地方税財政基盤の充実・強化について、国に対してさらに要望していきたい。③徹底した点検見直しをすすめ、地方分権、少子高齢化に伴う新たな行政需要、真に必要な行政サービスを必要とする分野に重点的に配分するなどによって、職員の意欲、組織の活力を引き出すことによって魅力ある府政にしたい。

2 人権教育のための国連10年府行動計画（①人権教育・啓発の取り組み状況、

②学校等教育現場での取り組み

[府民労働部長] ①これまで積極的にやってきた。人権強調月間での街頭啓発やヒューマンシネマフェスタなどの開催、ラジオ・新聞などを活用した啓発をするとともに、人権問題啓発補助事業等により市町村がおこなう事業を支援している。

②学校では、身近に問題を通して考えるなど学習内容や指導方法の改善に努め、豊かな人権感覚と実践的態度を育むための教育がすすめられてきた。今年3月策定の府行動計画でも、身近な問題から考える人権教育などの視点を大切にしながら、学校、企業、地域社会などのあらゆる場を通じ、人権にかかわりの深い職業に従事する方々に対する人権教育を積極的に推進することとしている。

今後とも国、市町村をはじめ関係団体と連携し、人権の世紀といわれる 21 世紀に向けて、府民の日常生活に人権意識がしっかり根つき、人を大切にする社会を築くためいっそうの努力をする。

3 介護保険制度における痴呆性老人対策 (①来年4月での府内のグループホームの必要量とサービス見込み量、②グループホーム設置促進の府内の市町村の取り組み)

[保健福祉部長] ①必要量は、現在、市町村の実態調査結果を踏まえて策定中の介護保険事業支援計画において、府域全域では、平成 12 年度では 650 人分、平成 16 年度で約 700 人分となっている。提供可能なサービス見込み量は平成 12 年度で約 80 人分となっているが、16 年度には約 6 倍の 450 人分が整備されることとなっている。②この制度は、介護保険の導入に伴い、新たに制度化されたもので、その普及にはある程度の期間が必要であると考え、府としては、市町村等と連携をはかりながら、特別養護老人ホーム等との併設による整備を促進するとともに、既存の住宅を活用した整備も国庫補助の対象となるよう引き続き要望していきたい。

奥田敏晴 (自民、城陽市) 1999、10、1

1 選挙問題 (①府議選の投票率と選挙のあり方、②選挙への関心を高める教育)

[知事] ①最近の各種選挙での投票率の低下は、民主主義の根幹にかかわり、地方自治確立のためにも見過ごすことはできない。政治に携わるものとして心してかかる必要がある。府議会議員選挙の投票率は、投票時間延長や不在者投票の改善などで一定上昇したが、それでも 50%。地方分権で住民参加が重視された時代で、府民の府政への関心や参加意識がいっそう高まるように、今後とも存在感のある府政にする努力を精一杯やりたい。府政の新しい情報を積極的に提供して説明責任を果たしたい。②選挙や政治が自分の生活や人生にどれだけ大きな影響力を持つものかということをもっと自覚していかなければいけない。選挙管理委員会は行事や選挙時での啓発をしている。

2 少子化問題 (①取り組みの方針と状況、②府営住宅対策)

[保健福祉部長] ①「京都未来っ子 21 プラン」に基づき、市町村や関係機関と連携し、各種の施策を積極的にしている。低年齢児保育、延長保育、地域子育て支援センターの増

設、総合周産期母子医療センター等の整備、親子ふれあい推進事業などで、着実に成果を納めてきた。しかし子育て不安が増大しているので、「子育て支援を考える懇話会」の助言もいただき、施策のいっそうの充実につとめたい。

[土木建築部長] ②府住宅マスタープランにおいて、子供が健全に育つ住環境作りを重要な方針の一つとしている。府営住宅では世帯構成も考えた適正規模な住宅の供給につとめ、団地内の幼児遊園の設置などにつとめている。また、エレベーターや芝生の設置などもしている。平成 10 年からは子育て世帯が多く占める中堅所得者層に対し特定賃貸住宅の建設につとめている。今後とも住環境の整備につとめる。

3 地元問題 (①城陽市の山砂利採取問題、②府道上狛城陽戦の建設、新山城大橋付近での渋滞解消、③第 2 名神早期実現、奈良線複線化、金銀糸業活性化—要望)

①良質がゆえに全国の建設業者に重宝がられた山砂利も、資源的に枯渇状態に入っている。近畿砂利協同組合では新しい採取地を自然環境ゾーンに求めた。このゾーンは原則として採取をしない区域として、昭和 58 年に府、城陽市、近畿砂利協同組合の 3 者が、山砂利採取に関する全体整備計画として紳士協定を結んだのが一つの申し合わせとされている。

しかし城陽市長は、その地が採取不能を理由に近畿砂利協同組合員以外の誰か、個人であろうと業者であろうと誰かに転売されれば、紳士協定の効力が通用しなくなるのを懸念して、例外的に採取を認める判断をした。

これに対して付近の住民は、いままでのダンプ公害、と言っても今は随分改善されているが、新しい地域での採取は環境を悪化させるものとして、市議会に反対請願を提出した。市議会も、採取反対という決議をして、市長と対立している。

そこで何うが、このゾーニングけっていについて、府がどのようにかかわってきたのか、その経過と考え方について聞かせよ。また、本件についてどのように対応されようとしているのか、所見を聞かせよ。

[企画環境部長] ①京都府と城陽市は、東部丘陵地における自然環境の保全と修復、災害防止をはかるため、学識経験者も入った「山砂利対策会議」での検討を経たうえで、昭和 57 年に城陽市域における山砂利採取に係る全体整備計画を策定し、58 年には府、城陽市、近畿砂利協同組合の 3 者が、その計画の中に示されたゾーン設定に合意したもの。

今回の自然環境保全ゾーン内での、近畿砂利協同組合による山砂利採取については、城陽市が例外として認める方向を示されたことに対して、現在、城陽市議会において論議されているところであり、府としては、一義的に城陽市のまちづくりにかかわる問題であると認識しており、市議会も含め地元城陽市の意向を見極めて対応していきたい。

[土木建築部長] ②国道 24 号の渋滞対策は京奈道路などの幹線道路の体系的整備、渋滞の著しい交差点や橋梁等については関係機関と連携調整をはかり順次計画的に整備をすすめている。上狛城陽線については地域の生活を支える幹線道路として、緊急を要するところから順次整備に取り組んでいる。国道 307 号については、今後円滑な交通の確保について調査検討したい。

KBS京都テレビ「政治を語る」

9月定例府議会を終えて

太田かつすけ府議が出演

放 映

10月10日(日) 午前10時

10月11日(月) 午後3時(再放送)

99年9月版「京都府政資料・指標」の訂正

- ① 9ページ下段「義務的経費の推移」の表・グラフに、1997年度の数字が欠落していました。同年度を挿入した表・グラフは、次の通りです。

② 50ページの「遅れる介護基盤整備」の表題と、合計が誤っていました。下に正誤表を掲載します。

	誤		正
表題	「遅れる介護整備基盤」	→	「遅れる介護基盤整備」
合計	0	→	3987